

# 小笠原村地域防災計画

(令和8年4月修正)

小笠原村防災会議

# 小笠原村地域防災計画目次

第1部	総則	1
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の範囲	1
第2章	計画の運用	1
第1節	計画の修正	1
第2節	法令に基づく計画との関係	1
第3節	計画の習熟	1
第2部	防災機関の業務大綱	2
第3部	小笠原村の概況	6
第1章	地勢の概況	6
第2章	世帯と人口	6
第4部	災害予防計画	8
第1章	防災に関する事項の把握	8
第1節	災害危険区域等に関する事項の把握	8
第2節	防災の調査把握	8
第2章	港湾及び漁港施設防災計画	8
第3章	道路防災計画	9
第4章	農林漁業防災計画	9
第1節	農林業防災計画	9
第2節	漁業防災計画	9
第5章	建物防災計画	9
第1節	計画方針	9
第2節	一般建造物防災計画	10
第6章	文化財防災計画	11
第7章	社会公共施設防災計画	11
第8章	ライフライン防災計画	12

第1節	上水道防災計画	12
第2節	電力施設防災計画	12
第3節	通信施設防災計画	13
第9章	危険物等保安計画	13
第1節	危険物保安計画	13
第2節	高圧ガス保安計画	14
第10章	要配慮者支援計画	14
第1節	避難行動要支援者の定義	15
第2節	避難行動要支援者名簿の作成	15
第3節	緊急連絡態勢の整備	16
第4節	避難態勢の確立	16
第5節	防災教育・訓練の充実等	16
第11章	土砂災害警戒避難体制計画	16
第1節	計画の目的	16
第2節	土砂災害警戒区域等	16
第3節	土砂災害に関する情報の収集・伝達	17
第4節	土砂災害に関する避難情報の発令・伝達	17
第5節	避難施設	17
第6節	避難経路	17
第7節	土砂災害ハザードマップの作成、配布	18
第8節	避難訓練の実施	18
第9節	救助	18
第10節	要配慮者利用施設	18
第5部	防災知識普及計画	20
第1章	計画方針	20
第1節	計画方針	20
第2節	広報事項	20
第2章	職員の防災教育	20
第3章	村民に対する防災知識の普及	20
第6部	訓練計画	21
第1章	計画方針	21

第2章	総合防災訓練計画	21
第3章	消防訓練計画	21
第7部	災害応急対策の活動態勢	22
第1章	活動態勢	22
第1節	責務	22
第2節	活動態勢	22
第2章	本部の組織及び運営	22
第3章	防災会議の招集	25
第8部	通信連絡計画	28
第1章	通信連絡系統	28
第2章	通信態勢	28
第3章	通信途絶に対する措置	28
第9部	災害に関する情報の収集及び伝達計画	31
第1章	災害情報の収集及び伝達	31
第2章	被害状況等の報告	32
第3章	災害地の特別調査	33
第10部	民間協力計画	34
第1章	民間組織の活用	34
第2章	公共的団体、業者団体、業者等の協力業務	34
第3章	住民団体等の協力業務	35
第11部	防災機関協力計画	36
第1章	管内防災機関との協力計画	36
第2章	東京都との協力計画	36
第3章	応急措置等の要請要領	36
第4章	自衛隊災害派遣要請計画	37

第12部	災害救助法の適用	39
第1章	災害救助法の適用	39
第2章	災害救助法の適用基準	39
第13部	災害広報計画	41
第1章	災害広報情報の収集	41
第2章	住民への広報	41
第3章	報道機関への発表	41
第4章	広聴活動	41
第5章	広報写真の作成	41
第14部	輸送計画	42
第1章	調達計画	42
第2章	配車等計画	42
第3章	人員及び救助物資等輸送計画	42
第4章	交通規制	43
第15部	労務需給計画	44
第1章	労力の確保	44
第2章	工作協力隊	44
第3章	労務者雇上計画	44
第4章	労務供給計画	44
第5章	費用の負担	45
第16部	消防計画	46
第1章	目的	46
第2章	消防活動	46
第3章	救出及び救急活動	46
第17部	海難対策	48
第18部	避難計画	49
第1章	計画方針	49

第2章	事前避難	49
第3章	避難の勧告及び指示	49
第4章	避難誘導	50
第5章	指定緊急避難場所及び指定避難所の設置	50
第6章	避難所の開設	51
第7章	避難所の管理	51
第8章	車両等避難計画	52
第19部	食品給与計画	59
第1章	計画方針	59
第2章	食品調達計画	59
第3章	給食基準	59
第4章	食品の輸送及び集積地	59
第5章	炊出しの実施及び配分	59
第20部	生活必需品給与計画	63
第1章	生活必需品調達計画	63
第2章	生活必需品給（貸）与基準	63
第3章	生活必需品の輸送及び集積地	64
第4章	生活必需品の配分	64
第21部	義援金品配分計画	67
第1章	義援金品の受付	67
第2章	義援金品の配分	67
第3章	義援金品の輸送及び配分	67
第4章	義援金品の保管その他	67
第22部	ライフラインの応急対策計画	69
第1章	上水道の応急対策計画	69
第1節	応急対策等	69
第2節	給水計画	69
第2章	電力施設の応急対策計画	69
第3章	通信施設の応急対策計画	70

第 2 3 部	医療救護計画	71
第 1 章	医療救護活動	71
第 2 4 部	防疫計画	73
第 1 章	計画方針	73
第 2 章	防疫計画	73
第 3 章	島しょ保健所小笠原出張所の防疫対応	73
第 2 5 部	住宅応急対策計画	74
第 1 章	被災住宅の応急修理	74
第 1 節	被災住宅（民間住宅等）の応急修理実施の基準	74
第 2 節	対象者の調査及び選定	74
第 3 節	修理の方法	74
第 4 節	修理の経費	74
第 5 節	応急修理の期間	74
第 6 節	応急修理後の事務	74
第 2 章	応急仮設住宅	75
第 1 節	設置主体	75
第 2 節	設営地の選定	75
第 3 節	応急仮設住宅の建設	75
第 4 節	入居者の募集・選定	75
第 5 節	住宅の管理	75
第 3 章	公設住宅及び民間住宅等の斡旋	75
第 2 6 部	障害物除去計画	77
第 1 章	住宅関係障害物除去	77
第 2 章	道路関係障害物除去	77
第 2 7 部	清掃計画	78
第 1 章	塵芥処理計画	78
第 2 章	し尿処理計画	78
第 2 8 部	遺体捜索、処理及び埋葬計画	79

第1章	死者及び行方不明者の捜索	79
第2章	遺体の検案及び輸送	79
第3章	遺体収容所の設営	79
第4章	遺体の埋火葬	79
第29部	警備計画	81
第1章	警備方針	81
第2章	警備態勢	81
第3章	警備活動要領	81
第30部	応急教育計画	82
第1章	計画方針	82
第2章	応急教育	82
第3章	学用品の調達及び支給方法	83
第31部	母島防災計画	84
第1章	通信可能時の父島・母島間の通信連絡	84
第2章	通信途絶時等の対応	84
第3章	その他の母島防災計画	84
第4章	母島の気象観測用機材整備計画	84
第32部	硫黄島における応急災害対策	86
第1章	通信連絡態勢	86
第2章	想定される災害	86
第3章	避難場所	86
第4章	避難後の対応	86
第5章	避難場所の整備	86
第33部	その他応急対策計画	87
第1章	り災証明書発行	87
第2章	被災証明書の発行	87
第3章	南関東地方が大災害に襲われた場合の応急対策	87

第34部	災害復旧計画	93
第1章	民生安定のための緊急計画	93
第1節	被災者の生活確保	93
第2節	中小企業緊急資金融資計画	93
第3節	農漁業資金融資計画	93
第2章	激甚災害指定計画	94
第3章	公共施設災害復旧計画	94
第35部	津波防災対策推進計画	96
第1章	計画の方針	96
第1節	計画の目的	96
第2節	他の法令に基づく計画との関係	96
第3節	各関係機関と連携協力	96
第2章	津波の被害想定等	97
第1節	基本的な考え方	97
第2節	津波被害の想定結果	97
第3章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	98
第4章	災害予防対策	99
第1節	緊急整備事業	101
第2節	地震・津波対策の推進	101
第3節	広報及び教育	101
第4節	津波監視態勢の整備	103
第5節	防災備蓄態勢の構築	103
第6節	事業所に対する指導等	103
第7節	防災訓練	106
第5章	災害応急対策計画	106
第1節	応急活動態勢	106
第2節	津波情報の収集・伝達	107
第3節	災害救助法の適用	110
第4節	相互応援協力・派遣要請	111
第5節	消防・危険物対策	111
第6節	避難	112
第7節	警備・交通規制	116

第8節	救援・救護	117
第9節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	120
第10節	船舶の安全確保対策	124
第11節	水道・電気・ガス・通信施設等の応急・復旧対策	125
第12節	公共施設等の応急・復旧対策	126
第6章	災害復興計画	127

## 資料編

資料第1	小笠原村災害時に関する協定
資料第2	過去の津波襲来履歴
資料第3	小笠原村津波浸水ハザードマップ
資料第4	小笠原村土砂災害ハザードマップ

# 第1部 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小笠原村防災会議が作成する計画であって、村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る一連の災害対策を実施するにあたり、村・東京都（以下「都」という。）・国・指定地方行政機関・指定地方公共機関・協力機関等が全機能を有効に発揮して、「自助」・「共助」・「公助」の基本的な考え方もと、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の範囲

この計画の範囲は、小笠原村全域とする。（以下「計画区域」という。）

## 第2章 計画の運用

### 第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたととき、修正する。従って各機関は、関係ある事項について修正の必要がある場合は、毎年3月末日（緊急を要するものはその都度）までに修正案を作成し、防災会議事務局（総務課総務係）に提出しなければならない。

### 第2節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、村の計画区域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関が作成する防災業務計画または、東京都地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

### 第3節 計画の習熟

各部、各機関は、平素から調査研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

## 第2部 防災関係機関の業務大綱

小笠原村の計画区域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

村

機関の名称	業務または業務の大綱
総務部 (総務課 ・議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長の庶務に関する事。</li> <li>2. 関係官公庁及び各種団体との連絡に関する事。</li> <li>3. 消防事務等及び消防団の事務に関する事。</li> <li>4. 通信情報の総括に関する事。</li> <li>5. 災害記録及び資料の収集に関する事。</li> <li>6. 各部応急対策の連絡調整に関する事。</li> <li>7. 本部職員の動員及び給与に関する事。</li> <li>8. 災害対策に必要な物品の供給に関する事。</li> <li>9. 災害報告に関する事。</li> <li>10. 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。</li> <li>11. 被災者の苦情処理及び相談に関する事。</li> <li>12. 救助物資の備蓄に関する事。</li> <li>13. その他各部に属さない事項に関する事。</li> </ol>
財政部 (財政課・会計室)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係予算に関する事。</li> <li>2. 車両、船舶その他輸送機関の調達及び運用に関する事。</li> <li>3. 災害対策に必要な現金の出納に関する事。</li> <li>4. 災害救助物資の出納に関する事。</li> <li>5. 避難者の輸送に関する事。</li> <li>6. 災害物資の輸送に関する事。</li> <li>7. 避難所の設営の協力に関する事。</li> <li>8. 一般被災者に対する融資に関する事。</li> <li>9. 税の減免に関する事。</li> </ol>
村民部 (村民課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救助物資の調達及び配分に関する事。</li> <li>2. 被災者の救援及び避難に関する事。</li> <li>3. 義援金品の受領及び配分に関する事。</li> <li>4. 遺体の処理、埋葬に関する事。</li> <li>5. 避難所の設営に関する事。</li> <li>6. その他保健衛生に関する事。</li> <li>7. 地域福祉センター来場者の避難に関する事項。</li> <li>8. 保育園に関する事。</li> <li>9. 要配慮者に関する事。</li> </ol>
医療部 (医療課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療に関する事。</li> <li>2. 傷病者の診療に関する事。</li> <li>3. その他保健衛生に関する事。</li> <li>4. 有料老人ホーム入所者に関する事。</li> <li>5. 要配慮者に関する事。</li> </ol>

産業観光部 (産業観光課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の設営の協力に関する事。</li> <li>2. 農林漁業の災害応急対策に関する事。</li> <li>3. 被災農林漁家の経営指導に関する事。</li> <li>4. 被災農林漁業者に対する復興資金融資の指導に関する事。</li> <li>5. 被災商工業者に対する復興資金融資の指導に関する事。</li> </ol>
建設水道部 (建設水道課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、河川、橋梁等の応急対策に関する事。</li> <li>2. 交通施設の点検及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 災害時における村道の通行規制に関する事。</li> <li>4. 災害時に必要な労務の供給対策に関する事。</li> <li>5. 応急給水に関する事。</li> <li>6. 上下水道施設の点検、整備復旧に関する事。</li> <li>7. 水防活動の協力に関する事。</li> <li>8. 村有施設の点検及び整備復旧に関する事。</li> </ol>
環境部 (環境課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難所の設営の協力に関する事。</li> <li>2. 塵芥処理に関する事。</li> <li>3. 防疫に関する事。</li> </ol>
消防部 (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関する事。</li> <li>2. 人命の救急及び救出に関する事。</li> <li>3. 危険物取締り及び安全のための指導監督に関する事。</li> <li>4. 避難行動要支援者に関する事。</li> <li>5. その他消防団業務に関する事。</li> </ol>
教育部 (教育委員会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災児童生徒の把握及び救護に関する事。</li> <li>2. 災害時の応急教育に関する事。</li> <li>3. 避難所の設営、管理の協力に関する事。</li> <li>4. 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>5. 教育施設の災害対策に関する事。</li> <li>6. 児童生徒の避難対策に関する事。</li> <li>7. 被災児童の学用品給与に関する事。</li> </ol>
母島支所部 (母島支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長の指示、命令に関する事。</li> <li>2. 本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 母島支所管内における各部の業務に関する事。</li> <li>4. その他母島支所管内の緊急時の対応及び応急復旧対策に関する事。</li> </ol>

東京都

機関の名称	業務または業務の大綱
東京都 小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事。</li> <li>2. 高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。</li> <li>3. 都災害対策本部地方隊に関する事。</li> </ol>
東京都島しょ保健 所 小笠原出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害医療情報の収集・提供に関する事。</li> <li>2. 感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の防疫対応に関する事。</li> </ol>

	3. 食品衛生、環境衛生その他保健衛生に関すること。
警視庁 小笠原警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警備情報に関すること。</li> <li>2. 住民等の救出及び避難に関すること。</li> <li>3. 行方不明者の調査に関すること。</li> <li>4. 遺体の検視（見分）に関すること。</li> <li>5. 交通規制に関すること。</li> <li>6. 交通信号施設等の保全に関すること。</li> <li>7. 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること。</li> <li>8. 高圧ガス及び火薬類の保安に関すること。</li> <li>9. その他警察業務に関すること。</li> </ol>

#### 指定行政機関

機関の名称	業務または業務の大綱
小笠原 総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働安全に関すること。</li> <li>2. 国有林野の治山治水事業の実施に関すること。</li> <li>3. 国有林野の保安林、保安施設等の保全に関すること。</li> <li>4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</li> </ol>
海上自衛隊 父島基地分遣隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人命又は財産の保護のための緊急に行う必要のある救急救護又は応急復旧に関すること。</li> <li>2. 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</li> </ol>

#### 指定地方行政機関

機関の名称	業務または業務の大綱
気象庁 父島気象観測所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象に関する観測、通報に関すること。</li> </ol>
海上保安庁 小笠原海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救助、海上警備、海上の安全確保及び水路の安全確保に関すること。</li> <li>2. 航路標識等の施設の保全に関すること。</li> <li>3. 災害時における船舶、航空機による救助物資、人員及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> </ol>

#### 指定公共機関

機関の名称	業務または業務の大綱
N T T	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信電話施設の保全に関すること。</li> <li>2. 災害時における通信確保に関すること。</li> </ol>
東京電力 パワーグリッド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力施設等の建設並びに保全保安に関すること。</li> <li>2. 災害時における電力の供給に関すること。</li> </ol>
日本郵便 (小笠原郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。</li> <li>2. 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。</li> </ol> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p>

	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
--	---

協力機関

機関の名称	業務または業務の大綱
東京都立 小笠原高等学校	1. 避難所としての施設提供及びその設営の協力に関する事。 2. 生徒及び学校等の被災状況等の情報提供に関する事。
小笠原村 社会福祉協議会	1. 要配慮者の把握及び避難の協力に関する事。 2. 災害ボランティアに関する事。
明老会	1. 要配慮者の把握及び避難の協力に関する事。 2. 災害ボランティアに関する事。
小笠原海運 伊豆諸島開発	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全確保に関する事。 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
共勝丸	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全確保に関する事。 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
建設協力会	1. 災害時における建設活動の協力に関する事。 2. 道路・橋梁等公共土木施設の応急対策等の協力に関する事。 3. 倒壊建物等の撤去の協力に関する事。 4. 応急仮設住宅の建設、被災建物等の応急対策等の協力に関する事。 5. 応急対策等に要する資材提供の協力に関する事。 6. その他応急対策等の協力に関する事。
商工会	1. 災害時における救助物資の調達に関する事。
観光協会 母島観光協会	1. 観光客の避難誘導及びその把握に協力に関する事。
農協 漁協 母島漁協	1. 農漁業施設の保全に関する事。 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の調達の協力に関する事。 3. 災害時における漁船による避難者の輸送の協力に関する事。 4. 災害時における食糧確保の協力に関する事。 5. 災害調査の協力に関する事。
生協	1. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の供給に関する事。 2. 災害時における食糧確保の協力に関する事。
住民団体等	1. 避難誘導、避難所内の世話業務に関する事。 2. 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関する事。 3. その他災害調査の協力に関する事。

# 第3部 小笠原村の概況

## 第1章 地勢の概況

小笠原村は、日本の南の太平洋上に散在する大小30あまりの島々（小笠原諸島）からなっている。小笠原諸島は、小笠原群島（聳島・父島・母島列島）、火山列島（硫黄列島）、及び三つの孤立島（西之島・南鳥島・沖ノ鳥島）で構成されている。このうち、一般の住民が居住しているのは父島と母島の2島である。

父島は、本土（東京）の南約1000kmにあつて、東経142度13分、北緯27度4分、面積23.45km<sup>2</sup>である。島の最高峰は中央山の南東にある名前のない山で標高は326m、周囲は約5.2kmである。

母島は、父島の南約50kmにあつて、東経142度9分、北緯26度40分、面積は19.88km<sup>2</sup>である。島の最高峰は乳房山で標高は463m、海岸から切り立った断崖が多く、平地に乏しい。

## 第2章 世帯と人口及び面積

### 1. 世帯及び人口

地区名	世帯数	人口		
		男	女	計
父島	1,228	1,195	967	2,162
母島	275	258	193	451
合計	1,503	1,453	1,160	2,613

(令和2年8月1日現在 住民基本台帳による)

## 2. 就業人口構造

区分	第一次産業			第二次産業			第三次産業							分類 不能	合計	
	農 業	漁 業	小 計	建 設 業	製 造 業	小 計	電 気 ガ ス 熱 供 給 水 道 業	運 輸 通 信 業	卸 売 小 売 業 飲 食 店	金 融 保 険 業	不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	公 務			小 計
母島	41	26	67	42	2	44	4	6	50	1	1	103	27	192	2	305
合計	91	79	1170	196	23	219	26	64	335	8	5	587	234	1,259	8	1,654

(平成27年10月1日国勢調査より父島、母島のみ)

## 3. 土地利用面積表

(単位：平方キロメートル)

地域区分	島別			
	父島	母島	その他の島しょ	計
集落地域	1.17	0.25	—	1.42
農業地域	3.28	2.77	—	6.05
自然保護地域	18.75	16.46	38.36	73.57
その他地域	0.25	0.40	25.19	25.84
計	23.45	19.88	63.55	106.88

(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。

2 「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ鳥島及び南鳥島の全域の面積である。

(小笠原諸島振興開発事業計画より)

# 第4部 災害予防計画（防災関係機関）

## 第1章 防災に関する事項の把握

### 第1節 災害危険区域等に関する事項の把握

防災関係機関は、毎年3月末日までに次の事項について調査報告するものとする。

#### 1. 危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ災害想定区域を調査するものとする。

調査事項は概ね次のとおりとする。

- (1) 浸水、冠水のおそれのある場所
- (2) 崖くずれのおそれのある場所
- (3) 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- (4) 倒壊のおそれのある建物等
- (5) 津波、高潮による被害のおそれのある場所
- (6) その他危険が予想される場所

#### 2. 報告

防災関係機関は、危険地域の調査の結果及びこれに必要な事業の実施計画について防災会議の事務局に報告するものとする。

### 第2節 防災の調査把握

防災関係機関は、防災に必要な調査把握を行い、相互にその成果及び資料を交換し、総合的な計画の整備を推進するものとする。

## 第2章 港湾及び漁港施設防災計画（東京都）

#### 1. 現況

太平洋上に点在する小笠原諸島は台風の常襲地であり、高潮、津波による被害も十分に予想される。

#### 2. 計画方針

台風の襲来に伴う激浪等による港湾及び漁港施設等の災害を未然に防止するためには消波工が必要であるが、村内の港湾及び漁港施設は、概ね整備されている。また、避難港の整備も進めている。

## 第3章 道路防災計画(東京都・建設水道部)

### 1. 現況

村内の道路は、都道、村道、農道、港湾道路等で東京都及び村で管理している。幅員は4～17mで、道路はほとんど舗装されている。

集落内の道路は、低地が多く高潮・津波等により冠水する可能性がある。集落外の道路は、山地で急坂及び狭隘な個所が多く、山裾を切り通した部分では、降雨、流水、地震等による崩壊の危険性があり、車両交通に支障を来すおそれがある。

排水施設は、整備されているが、低地の排水は自然排水のため、大雨のときには冠水するおそれがある。

街路灯、ガードレール及び交通標識等の交通安全施設は、概ね整備されているが、塩害等による影響を受けている。

### 2. 計画方針

幹線道路については、幅員狭隘・線形不良区間の改良や、落石や崩壊等を未然に防止する斜面对策等を促進する。また、高潮、津波等により影響が危惧される清瀬一奥村間の道路については、高台を通り、集落間の連絡機能を有する都道行文線未整備区間の整備を促進する。

排水施設分については、雨水排水の流れが阻害されないように、維持管理に努める。交通安全施設は、塩害等による影響の少ない材料を使用し、整備する。

## 第4章 農林漁業防災計画(東京都・産業観光部)

### 第1節 農林業防災計画

各種気象災害等に対しては、入手した情報を農業協同組合を通じ、早期に農林経営体に連絡して各自防災措置を講ずる。

小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁及び農業協同組合等関係機関と協議して予想される被害(病害虫を含む)防除技術について指導を行う。

家畜伝染病等については、東京都小笠原支庁、東京都家畜保健衛生所、農業協同組合及び畜産農家と常に連絡を保ち、他の畜産地域の衛生情報を入手し、適正な指導を行う。

### 第2節 漁業防災計画

漁船については、極力漁業無線装置を備えて、気象の急激な変化に対する情報伝達の手段を講じ、遊漁船等については、特に乗客数、帰港予定時間等の実態を把握できる基地態勢を整える。

## 第5章 建物防災計画(総務部)

### 第1節 計画方針

各種災害から建造物(社会公共施設及びその他の建造物)を保護し、その被害の軽減を図る

とともに、機能を維持するため関係機関は相互に連絡協調を緊密にして、その有する機能を発揮して防災に寄与する。

## 第2節 一般建築物防災計画

### 1. 整備方針

建築物の位置、構造、設備は建築基準法、関係法令に基づき消防関係法令及び条例に基づきそれぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

建築物に対して、法令に基づく立入り検査を年1回以上実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備の設置、維持、管理について防火、防災上の見地から必要な指導を行う。

### 2. 建築物の現況

村内の全一般建築物の棟数、面積及び用途別指定防火対象物の数は次表のとおりである。

(令和2年1月1日現在)

全棟数	建築物明細		床面積		
	木造	木造以外	木造 (㎡)	木造以外 (㎡)	計 (㎡)
708	207	501	19,583	56,300	75,883

(令和2年度家屋に関する概要調書による)

用途別指定防火対象物 (令和2年3月31日現在)

用途	集会場等	飲食店等	店舗等	民宿等	共同住宅	診療所	老人福祉施設等	保育所	小中高等学校	博物館等	工場等	格納庫等	倉庫	その他事業所	複合用途防火対象物等	計
数量	6	5	4	46	28	2	7	2	4	1	9	2	4	42	7	169

(令和元年度防火対象物実態等調査による)

### 3. 予防計画

(1) 建築基準法施行後の建築物については、防災構造が要求されており今後の新築、増築についても防災関係法の励行並びに現場指導を強める。

(2) 防災設備(避難施設、防水、排水施設、消防用施設等、防火施設、避雷設備等)を関係法令に基づいて設置維持、管理するよう推進する。

(3) 東京消防庁等の協力を得て、予防査察計画をたて、これに基づき各種の予防査察を実施し、また、関係者に対する防災指導を実施できるよう職員を育成していく。

## 第6章 文化財防災計画（教育部）

### 1. 施設の現況

文化財の別		都指定文化財	村指定文化財
有形文化財			3
	古文書	4	
	歴史資料	1	
無形民俗文化財	民族芸能	2	
有形民俗文化財	民俗資料	1	
史跡		1	
旧跡		3	
合 計		12	3

### 2. 事業計画

#### (1) 全般計画

- ア. 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。
- イ. 災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。

## 第7章 社会公共施設防災計画

### 1. 施設の概況

施設名	数量	構造別棟数			備考
		耐火造	木造	その他	
村民会館	1	1			母島保育園は母島村民会館に含む。 有料老人ホームは父島診療所に含む。  在宅サービスセンターは地域福祉センターに含む。
診療所	2	2			
小学校	2	2			
中学校	2	2			
高等学校	1	1			
保育所	1	1			
庁舎	2	2			
地域福祉センター	1	1			
介護施設	1	1			
情報通信施設	1	1			
奥村交流センター	1	1			
扇浦交流センター	1		1		

### 2. 予防計画

- (1) 今後建設される社会公共施設は、原則として耐火造にする。

## 第8章 ライフライン防災計画

### 第1節 上水道防災計画

#### 1. 現況

村は、父島・母島に各1カ所の浄水場を設置し、水道事業を行っている。各浄水場の概要は次表のとおりである。

名称	1日給水能力	計画給水人口	地盤高	配水池容量	配水管敷設延長
扇浦浄水場	1,100 m <sup>3</sup> /日	2,300人	41~49m	900 m <sup>3</sup>	φ75~200mm 21,990m
沖村浄水場	310 m <sup>3</sup> /日	530人	13.5m	200 m <sup>3</sup>	φ75~150mm 3,214m

(令和2年4月1日現在)

#### 2. 計画方針

平素より、災害時の職員配置等を定めておき、発災時の初動態勢の確立に努める。また、浄水場及び送配水管施設の応急復旧用資機材を備蓄し、早期復旧等を可能とする態勢を整えておくものとする。

### 第2節 電力施設防災計画

#### 1. 現況

現在、東京電力は、父島・母島に各1カ所発電所を設置しており、その発電能力は父島5,200KW、母島960KWとなっている。また契約種別契約口数は、次表のとおりである。

	高压電力 (口)	低压電力 (口)	電灯 (口)	計 (口)
父島	31	128	2,010	2,169
母島	9	58	554	621
計	40	186	2,564	2,790

(令和2年3月現在)

#### 2. 計画方針

配電線については、応急復旧用資機材を備蓄し、早期復旧を可能とする態勢を整えておくものとする。

発電所については、発災予防に万全を期し、消防設備を完備して災害の拡大防止に努める。

また、防潮堤で囲うことで最大クラスの津波に比べ比較的発生頻度は高いが津波高は低い津波の被害を低減するよう対応する。

## 第3節 通信施設防災計画

### 1. 現況

父島、母島で利用されている電気通信サービスは、本土から八丈島を經由して海底光ケーブルにより運用している。また、その海底光ケーブルのバックアップ用として、衛星通信設備により救済できるようにしている。

専用回線を含む契約回線合計数は、以下のとおりである。

	契約回線数
父島	1, 003回線
母島	193回線
合計	1, 196回線

(令和2年6月30日現在)

### 2. 計画方針

(1) NTT東日本一南関東小笠原父島サービスセンタは、小笠原村が行う防災訓練に積極的に参加し、社員の危機管理意識の向上に努める。

(2) 重要通信のそ通確保

NTT東日本一南関東小笠原父島サービスセンタは、災害時に際し、次により臨機に措置を取り、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、措置等そ通確保の措置をとること。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ③ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- ④ 小笠原村役場及び防災行政無線等との連携をとること。

(3) 被災地特設公衆電話の設置

小笠原村からの避難勧告、避難指示が発令され、避難所が開設された場合は、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震、津波等の災害発生により、著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(5) 災害復旧

迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。また、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。また地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に参加する。

## 第9章 危険物等保安計画(総務部・警察署・東京都)

### 第1節 危険物保安計画

#### 1. 現況

村内における危険物の貯蔵、取扱所等の現況は、次のとおりである。

種別	父島	母島
屋外タンク貯蔵所	8	2
屋内タンク貯蔵所	1	1
地下タンク貯蔵所	4	5
簡易タンク貯蔵所	1	0
移動タンク貯蔵所	0	0
屋内貯蔵所	0	0
屋外貯蔵所	10	6
給油取扱所	3	2
販売取扱所	0	0
一般取扱所	2	4
移送取扱所	1	1
計	30	21

(東京消防庁調べ 令和2年3月31日現在 ただし父島・母島のみ)

## 2. 計画方針

危険物、火薬類、高圧ガス関係等の保管施設については、地震、火災及び大量放出時における住民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施しこれらの事業に従事するものに対し、当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより災害時の被害の拡大予防をはかる。

## 3. 予防計画

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物取扱者による自主的災害予防態勢の確立を図る。
- (2) 各事業所には、危険物取扱いは必ず危険物取扱者の資格を有している者に取扱わせるよう指導し、その実現のために、有資格者の育成に努めるよう指導する。

## 第2節 高圧ガス保安計画

### 1. 現況

村内における高圧ガス取扱販売店の現況は次のとおりである。

取扱業者	電話	貯蔵所在地	最大貯蔵量	種類
東京島しょ農業協同組合	2-2937 3-2331	父島字奥村 母島字元地	14,600 kg 2,000 kg	L.P.G

(令和2年4月1日現在)

### 2. 予防計画

- (1) 防災上必要に応じ立入検査を実施し、防災設備の保守管理について、責任者に対し指導するとともに自主的な保安態勢の確立と、これの推進を図る。
- (2) 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い防災計画修正の資料とする。
- (3) 高圧ガス貯蔵所は、父島・母島ともに津波浸水地域に位置することから、貯蔵所の高台への移転を検討し推進する。

## 第10章 要配慮者支援計画（総務部・村民部・医療部・消防部）

災害発生時において、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このことから、要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する災害予防対策について、本計画に定めるものとする。

### 第1節 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊婦等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難を図るために特に支援を要する者をいう。

### 第2節 避難行動要支援者名簿の作成

村は、避難行動要支援者を特定するため、村保有情報から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### 1. 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- (1) 身体障害者手帳1・2級の1種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (2) 愛の手帳1度を所持する知的障害者
- (3) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属し介護保険要介護認定介護度3以上の者
- (4) その他自力歩行が困難等の事情で災害時に支援が必要な者で、避難行動要支援者名簿への記載について、本人又は家族から申し出のある者

#### 2. 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村保有情報（住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳等）を集約する。

#### 3. 災害発生時における避難行動要支援者名簿の提供について

- (1) 現に災害が発生し、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援に必要な最小限の範囲内で、実際に救援・支援活動に従事する組織等に提供する。
- (2) 災害の発生に備え、日常的に地域の避難支援等関係者が支援を行う必要がある場合には、避難行動要支援者の同意を得たうえで、地域の避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な最小限の範囲内で、名簿情報を提供する。
- (3) 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援関係者の家族等の安全が確保されていることが前提であり、避難支援関係者は、可能な範囲で避難支援を行う。

#### 4. 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者名簿に記載する情報は、以下の項目とする。

- (1) 氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・FAX番号
- (2) 登載事由区分（要介護度・身体障害者・知的障害者の別等）
- (3) 避難行動要支援者の属する世帯主の氏名

#### 5. 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

村は、村民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

### 第3節 緊急連絡態勢の整備

村は、避難行動要支援者が災害発生時に、迅速・的確な行動がとれるように、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、緊急連絡態勢の確立を図る。

### 第4節 避難態勢の確立

- (1) 村は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法を定めておく。
- (2) 村は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。
- (3) 村は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

### 第5節 防災教育・訓練の充実等

避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。また、支援活動の中心となる、保健師、ケアマネージャー、ヘルパー等の福祉活動に従事する者や近隣の地域住民等の育成に努める。

## 第11章 土砂災害警戒避難体制計画（総務部）

### 第1節 計画の目的

この計画は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）第8条の規定に基づき、土砂災害に関する警戒避難体制の整備等に関する事項を定めることで、土砂災害から住民及び観光客等の滞在者を保護することを目的とする。

### 第2節 土砂災害警戒区域等

村内において指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（「土砂災害警戒区域等」という）は、以下のとおりである（平成30年10月5日指定）。

#### 1 土砂災害警戒区域（合計300箇所）（単位：箇所）

	父島	母島	合計
急傾斜地の崩壊	184	60	244
土石流	40	12	52
地すべり	4	—	4

## 2 土砂災害特別警戒区域（合計 276箇所）（単位：箇所）

	父島	母島	合計
急傾斜地の崩壊	179	56	235
土石流	29	12	41
地すべり	—	—	—

### 第3節 土砂災害に関する情報の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達については、第9部「災害に関する情報の収集及び伝達計画」の定めるところによる。

### 第4節 土砂災害に関する避難情報の発令・伝達

土砂災害に関する避難情報の発令・伝達については、第18部「避難計画」の定めるところによる。ただし、避難情報の伝達については、住民等がとるべき行動を直感的に理解できるよう「5段階の警戒レベル」（※）を用いる。

※住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるように、水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と気象庁が出す防災気象情報を5段階に整理したもの。

#### 5段階の警戒レベル（土砂災害関係）

警戒レベル	自治体の避難情報	気象庁の防災気象情報	住民のとるべき行動
レベル5	災害発生情報	大雨特別警報	命を守るための最善の行動をとる
レベル4	避難勧告・避難指示	土砂災害警戒情報	速やかに避難先へ避難、避難を完了
レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報（土砂災害）	避難準備が整い次第、避難行動開始。高齢者は速やかに避難
レベル2		大雨注意報等	ハザードマップ等で避難行動を確認
レベル1		早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める

※村は、気象情報や地域の状況を総合的に判断し避難情報を発令することとするため、必ずしも気象情報と同じレベルの避難情報を同時に発令するわけではない。

### 第5節 避難施設

避難施設については、第18部「避難計画」の定めるところによる。

### 第6節 避難経路

村は、避難経路上に急傾斜地の崩壊、土石流または地すべり（以下、「急傾斜地の崩壊

等」という。)の前兆を把握した場合、または急傾斜地の崩落等を把握した場合は、防災関係機関及び住民に周知し、避難者の安全確保を行うものとする。

## 第7節 土砂災害ハザードマップの作成、配布

村は、土砂災害防止法第8条第3項の規定に基づき、土砂災害警戒区域等、避難施設、避難経路、土砂災害に関する心得等を記載したハザードマップを作成し、住民、宿泊施設及び公共施設に配布するとともに、村のホームページ等に掲載することとする。

## 第8節 避難訓練の実施

村は、第7節の土砂災害ハザードマップを活用した避難訓練を実施するよう努めることとする。

## 第9節 救助

救助については、第16部「消防計画」の定めるところによる。

## 第10節 要配慮者利用施設

1. 土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設を、次表のとおりとする。

表 要配慮者利用施設

所在地	施設の名称 (管理者)	土砂災害警戒区域等の指定状況 (下線は土砂災害特別警戒区域)	要配慮者利用施設となる事由
父島	地域福祉センター (社会福祉協議会)	急傾斜地の崩壊	老人福祉施設
	小笠原村診療所 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊	診療所
	有料老人ホーム 太陽の郷 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊	有料老人ホーム
	父島保育園 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊、土石流	児童福祉施設
	小笠原小学校 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊、土石流	小学校
	小笠原中学校 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊、土石流	中学校
	小笠原高等学校 (東京都)	急傾斜地の崩壊	高等学校
母島	母島村民会館 (社会福祉協議会)	急傾斜地の崩壊、土石流	児童福祉施設
	母島診療所 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊、土石流	診療所
	母島高齢者在宅サービスセンター (明老会)	土石流	老人福祉施設
	母島小中学校 (小笠原村)	急傾斜地の崩壊、土石流	小学校、中学校

2. 要配慮者利用施設の管理者は、土砂災害防止法第8条の2第1項の規定に基づき要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し、村長に報告するとともに、同計画に基づき利用者の円滑な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

# 第5部 防災知識普及計画

## 第1章 計画方針

### 第1節 計画方針

防災関係機関は、防災関係職員に対して専門教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して村民のための防災知識を普及、広報するとともに常に防災意識の向上に努めるよう計画する。

### 第2節 広報事項

1. 村民を対象とした主なる広報事項は、次のとおりである。
  - (1) 村防災計画及びこれに伴う各関係防災態勢
  - (2) 災害時の心得、避難誘導(避難先、経路、方法、勧告、指示の伝達等)
  - (3) 過去における主な被害例
  - (4) 警戒方法及び災害予防事項
  - (5) その他
2. 職員を対象とした主なる広報事項
  - (1) 村防災計画及びこれに伴う各機関防災態勢
  - (2) 防災関係法令の運用
  - (3) 地震、台風、火災等の防災知識
  - (4) その他

## 第2章 職員の防災教育

1. 村は、村の職員に対し、少なくとも年1回、防災計画の概要、活動態勢その他防災に関する講習会を開催するものとし、防災関係機関に対して、各機関の防災関係職員等を講習会に参加させるよう呼掛けるものとする。また、関係機関に対しても、同様の職員教育を行うよう要請するものとする。
2. 村は、都又はその他の防災機関が開催する講習会、講演会又は訓練等に積極的に職員を派遣するものとする。

## 第3章 村民に対する防災意識の普及

1. 村は、ハザードマップ等を活用し村民だより及び防災訓練等を通して、防災意識の普及徹底を図る。
2. 村は、防災計画の要旨及び災害時の心得等を記載した住民用防災マニュアルを作成するよう努め、住民に配布するものとする。

# 第6部 訓練計画（各機関）

## 第1章 計画方針

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止または被害を最小限に止めるよう、計画区域における防災活動に円滑な実施を期するため、各機関相互及び住民との協力態勢の確立に重点を置く、総合訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等必要な事項について定める。

## 第2章 総合防災訓練計画

### 1. 方針

災害対策基本法に基づき、村における防災関係機関及び住民が一体となって、総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、都、村及び防災関係機関相互の協力態勢を緊密にすることを目的とし実施する。

### 2. 実施要領

村防災会議において「小笠原村防災訓練実施要綱」を定めこの要綱に従い実施する。

### 3. 訓練項目

情報通信訓練及び現地訓練に分け、防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目事項はその都度定める。

## 第3章 消防訓練計画(消防部)

東京都消防訓練所教官等の指導により、消防団の規律の保持と技術の向上を目的として、訓練を年6回以上実施する。

# 第7部 災害応急対策の活動態勢

## 第1章 活動態勢

### 第1節 責務

村は、計画区域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては第1次的防災機関として法令、都防災計画及び村防災計画の定めるところにより都、指定行政機関並びに村内の公共団体及び住民等の協力を得てその有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

### 第2節 活動態勢

1. 村は、第1節の責務を遂行するため必要があるときは、第2章に定めるところにより、村災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
2. 村本部が設置される前または設置されない場合における応急対策の実施は村本部が設置された場合に準じて処理する。
3. 村の地域に災害救助法が適用されたときは、村長(村本部長)は知事(都本部)の指揮を受けて、法に基く救助事務を補助する。

## 第2章 本部の組織及び運営

村本部の組織及び運営は災害対策基本法、本部条例、本部条例施行規則及び本部運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1. 本部の組織  
本部の組織は第1表のとおりである。
2. 本部の設置及び廃止
  - (1) 本部の設置
    - ア. 村長は、計画区域について、災害が発生し、または災害の発生のおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは本部を設置する。
    - イ. 本部の部長の職に当てられているものは、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。
    - ウ. 総務部長は、上記(イ)の要請があった場合またはその他の状況により、本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を村長に申請しなければならない。
  - (2) 本部の設置の通知等
    - ア. 総務部長は、本部が設置されたときは、ア、イについては直ちに、その他の者については必要と認められた場合、本部の設置を通知しなければならない。

- (イ) 都知事
- (ウ) 防災関係機関
- (エ) 住民

イ. 部長は、上記(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

### (3) 本部の廃止

ア. 村長は、計画区域について災害が発生するおそれが消したときと認めるとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

イ. 本部の廃止の通知等は上記(2)に準じ処理する。

### (4) 役場本庁舎が使用できない場合の本部の設置

災害又は災害が予見されるため役場本庁舎に本部を設置することが難しい場合は、情報センターに本部を設置する。

## 3. 本部の非常配備態勢

### (1) 非常配備態勢の種別

#### ア. 第一次非常配備態勢

##### (ア) 時期

第一次非常配備態勢は、概ね24時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長が必要であると認めたときにその発令をする。

##### (イ) 態勢

第一次非常配備態勢は、各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

#### イ. 第二次非常配備態勢

##### (ア) 時期

第二次非常配備態勢は、概ね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、若しくは局地災害が発生した場合、またはその他の状況により本部長が必要であると認めたときは、その指令を発する。

##### (イ) 態勢

第二次非常配備態勢は、第一次非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

#### ウ. 第三次非常配備態勢

##### (ア) 時期

第三次非常配備態勢は、事態が切迫し計画区域内の数地域について災害が発生すると予想される場合若しくは発生した場合、またはその他の状況により本部長が必要と認めたときにその指令を発する。

##### (イ) 態勢

第三次非常配備態勢は、数地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。

#### エ. 第四次非常配備態勢

##### (ア) 時期

第四次非常配備態勢は、災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できない場合において、またはその他の状況により本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

##### (イ) 態勢

第四次非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

(2) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対しての異なる種別の非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみを配備することもできる。

(3) 非常配備態勢に基づく措置

ア. 部長はあらかじめ、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

イ. 部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

ウ. 非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りでない。

(ア) 第一次非常配備態勢の動員は、本部長室及び本部長室の庶務を担当する職員とする。

(イ) 第二次非常配備態勢の動員は、各部であらかじめ指定した職員とする。

(ウ) 第三次非常配備態勢の動員は、女子職員を除く全職員とする。

(エ) 第四次非常配備態勢の動員は、全職員とする。

(4) 村本部の非常配備態勢別職員数 (令和2年4月1日現在)

所属	所属職員数	第一次非常配備態勢	第二次非常配備態勢	第三次非常配備態勢	第四次非常配備態勢
総務部 (総務課・議会事務局)	16	7	13	14	16
財政部 (財政課・会計室)	11	1	5	9	11
村民部 (村民課)	11	1	3	5	11
医療部 (医療課)	41	1	3	41	41
産業観光部 (産業観光課)	5	1	2	4	5
建設水道部 (建設水道課)	8	2	5	6	8
環境部 (環境課)	7	1	3	6	7
消防部 (消防団)	3(2)	1	1	1	3(2)
教育部 (教育委員会教育課)	4	2	4	4	4
母島支所部 (母島支所)	8	4	8	8	8
合計	114 (2)	21	47	98	114 (2)

※村長、副村長は総務部に、教育長は教育部に含む。

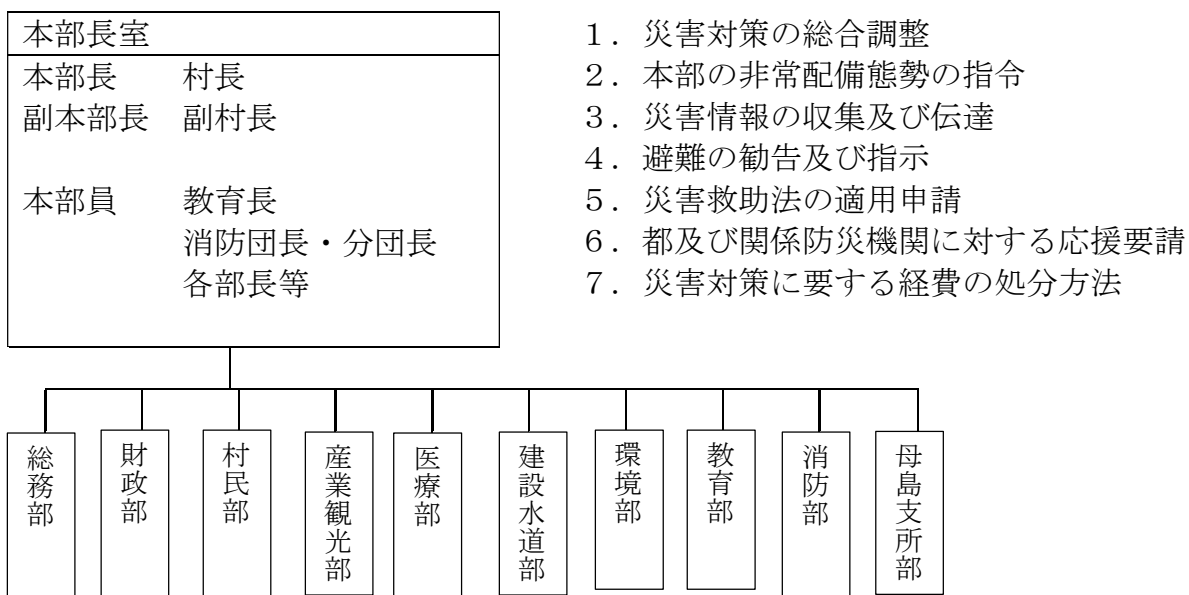
※村民部及び母島支所部には診療所及び保育園の職員を含まない。

※消防部については、団長、分団長のみ本部員として非常配備態勢に組み込み、その他の団員については、各自の職場若しくは自宅で待機し、緊急の出動に備えるものとする。  
 ( ) 内は消防団員。

### 第3章 防災会議の招集

計画区域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、村防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請するものとする。

第1表 本部の組織



#### 各部の業務

##### 総務部（総務課・議会事務局）

1. 本部長室、本部会議の庶務
2. 東京都、その他関係防災機関及び各種団体との連絡
3. 自衛隊の派遣要請
4. 都、関係防災機関に対する応援要請
5. 消防事務等及び消防団事務
6. 災害情報の収集、伝達、報告
7. 災害関係文書の受発信
8. 災害記録及び資料の収集
9. 各部の応急対策活動の連絡調整
10. 職員の動員及び給与
11. 災害対策に必要な物品の供給
12. 東京都への災害報告
13. 広報活動及び報道機関との連絡
14. 被災者の相談窓口

15. 救助物資の備蓄
16. 庁舎等の施設の防災
17. その他各部に属さない事項

財政部（財政課・会計室）

1. 災害対策関係予算
2. 車両、船舶その他輸送機関の調達及び運用
3. 災害対策に必要な現金の出納保管
4. 災害救助物資の出納
5. 避難者の輸送
6. 救助物資の輸送
7. 避難所の設営の協力
8. 一般被災者に対する融資の実施
9. 税の減免等

村民部（村民課）

1. 救助物資の調達及び配分
2. 被災者の援護及び避難誘導
3. 生活困窮者の保護
4. 義援金品の受領配分
5. 遺体の処理、埋葬
6. その他保健衛生
7. 避難所の開設収容
8. 避難所収容者に対する救援、救護
9. 村民部関係施設の被害状況調査
10. 要配慮者に関すること

医療部（医療課）

1. 医療班の編成及び派遣
2. 傷病者に対する医療救護
3. 救護所の設置
4. 被災地に対する巡回医療救護
5. 医療救護に必要な医療器材等の準備
6. 有料老人ホーム入居者の安全の確保
7. その他保健衛生
8. 要配慮者に関すること

産業観光部（産業観光課）

1. 農林漁業の災害応急対策
2. 被災農林漁家の経営指導
3. 被災各農林漁業者に対する復興資金の融資に関する指導
4. 被災商工業者に対する復興資金の融資に関する指導
5. 農林漁業者、商工業者の被災状況調査

建設水道部（建設水道課）

1. 道路、河川、橋梁等の点検及び応急復旧対策
2. 流木等の災害対策
3. 障害物の除去
4. 災害時における村道の通行規制

5. 応急復旧対策に必要な労務の供給対策
6. 応急給水対策
7. 水道施設等の応急復旧対策
8. 地域し尿処理施設の応急復旧対策
9. 村有施設の整備、点検及び応急復旧対策
10. 水防活動の協力
11. 水防資材の保管、調達
12. 仮設住宅の建設の協力
13. 建設水道部関係施設の被害状況調査

環境部（環境課）

1. 一般廃棄物の処理
2. 防疫に関すること

消防部（消防団）

1. 火災その他の災害の予防、警戒及び防衛
2. 人命救助及び救出
3. 危険物の応急措置
4. 水防活動
5. 避難行動要支援者の救助及び搬送
6. その他の消防団業務

教育部（教育委員会）

1. 被災児童生徒の把握及び救護
2. 災害時の応急教育
3. 避難所設営、管理の協力
4. 教育施設の災害対策
5. 教育施設の点検、整備及び復旧
6. 教育施設の災害対策
7. 児童、生徒の避難対策
8. 被災児童の学用品の給与
9. 学校との連絡調整
10. 教育施設等の被害状況調査

母島支所部（母島支所）

1. 本部長の指示、命令の実施
2. 本部との連絡調整
3. 母島支所所管内における各部の業務全般
4. その他母島支所管内の緊急時の対応及び応急復旧対策

# 第8部 通信連絡計画

## 第1章 通信連絡系統

1. 災害時において正確な情報を収集、伝達するため、村内部はもちろん、都並びに防災関係機関との間の通信連絡系統を確定しておくものとする。
2. 本部長を中心とする通信連絡系統は、別図のとおりとする。

## 第2章 通信態勢

1. 指定電話及び連絡責任者
  - (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、防災関係機関は、指定電話及び連絡、窓口の統一を図る。
  - (2) 防災関係機関の指定電話及び連絡責任者は別表のとおりとする。
  - (3) 村本部が設置された場合は、各機関の連絡責任者は、別表の電話を平常業務のために使用することを制限するとともに、防災関係機関の通信連絡を総括するものとする。
2. 村の通信態勢
  - (1) 村本部設置前は、総務課を総括窓口とする。
  - (2) 村本部が設置後は、総務部を各機関との総括窓口とする。
  - (3) 災害の状況により、情報連絡のため必要あるときは、都本部その他防災関係機関に村本部員を派遣する。
  - (4) 住民への情報の伝達は、小笠原村防災行政無線により行うものとし、その運用は小笠原村防災行政無線管理運用規程によるものとする。

## 第3章 通信途絶時に対する措置

1. 無線の活用
  - (1) 村は、有線通信途絶時においても都その他関係防災機関と密接な連絡をとる必要があるため、有線通信途絶の際は東京都及び小笠原村防災行政無線による無線通信によるものとする。
  - (2) 上記(1)のほか管内防災機関についても必要がある場合は警察署、海上保安署等の無線の協力を依頼するものとする。
  - (3) 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等事前に定めておくものとする。
2. 伝令  
必要に応じて村本部より、伝令を派遣する。

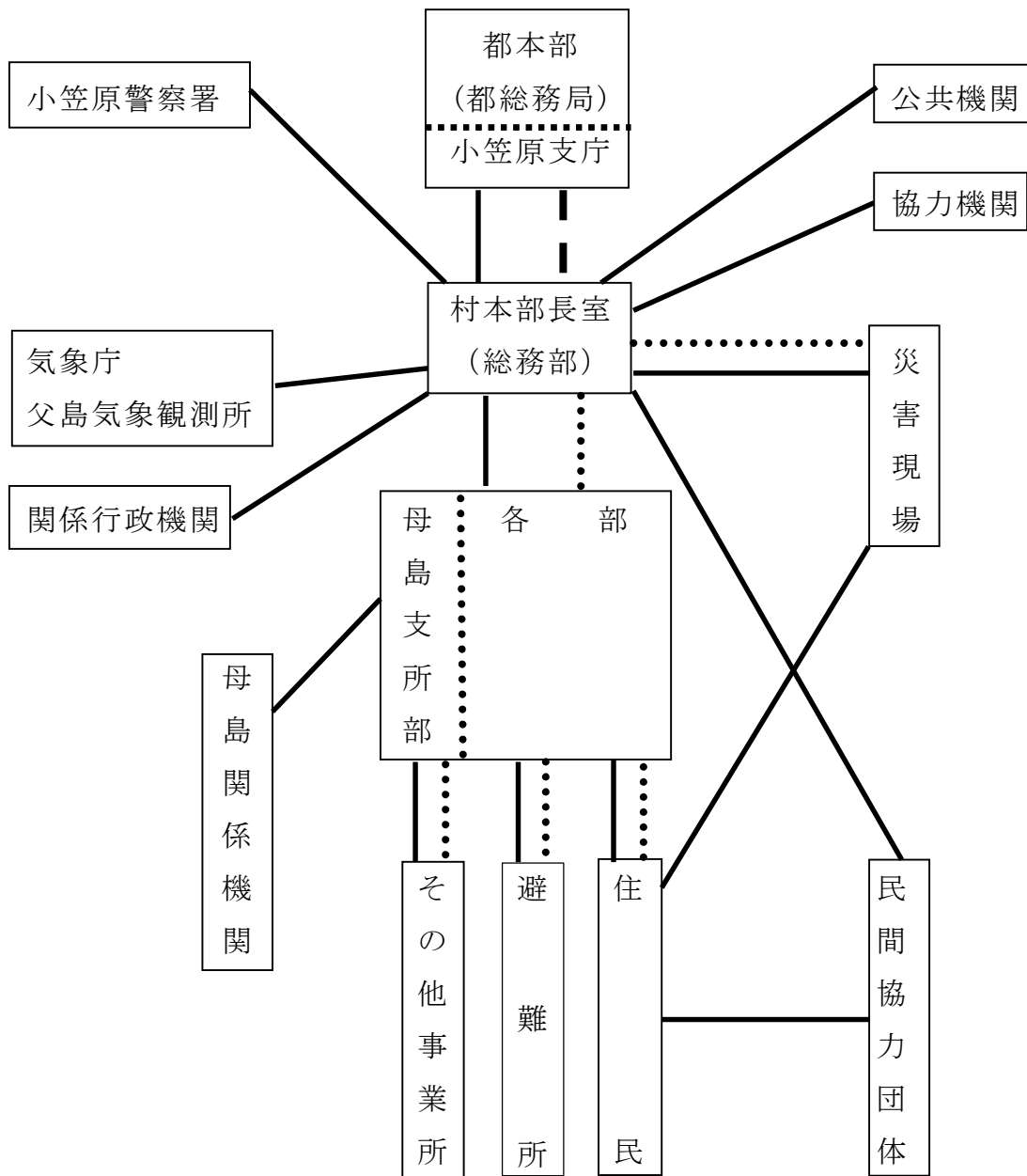
## 別表

## 通信態勢、各機関の指定電話及び連絡責任者一覧

機関名	電話番号	連絡責任者	備考
小笠原村	2-3111	総務課長	
小笠原村母島支所	3-2111	庶務係長	
東京都小笠原支庁	2-2121	総務課長	
東京都小笠原支庁母島出張所	3-2121	課長代理 (事務担当)	
島しょ保健所小笠原出張所	2-2951	副所長	
小笠原警察署	2-2110	次長	
小笠原総合事務所	2-2245	業務課長	
父島気象観測所	2-2321	所長	
小笠原海上保安署	2-7118	次長	
海上自衛隊父島基地分遣隊	2-2027	警備科長	
NTT東日本—南関東	2-2061	所長	
東京電力パワーグリッド小笠原事務所	2-2430	所長	
小笠原海運父島営業所	2-2111	所長	
東京都立小笠原高等学校	2-2342	事務長	
小笠原村社会福祉協議会	2-2486	事務局長	
明老会	2-3911	施設長	
共勝丸小笠原出張所	2-2390	所長	
伊豆諸島開発父島代理店	2-2111	小笠原海運所長	兼務
小笠原村建設協力会	2-2202	会長	
小笠原村商工会	2-2666	事務局長	
小笠原島漁業協同組合	2-2411		
小笠原母島漁業協同組合	3-2311		
東京島しょ農業協同組合	2-2931		
小笠原村観光協会	2-2587		
小笠原母島観光協会	3-2300		
小笠原消費生活協同組合	2-2141		
小笠原郵便局	2-2101	郵便局長	

村災害対策本部通信連絡系統図

- — — — — 都防災行政無線
- ..... 村防災行政無線(固定系)
- N T T回線



# 第9部 災害に関する情報の 収集及び伝達計画

## 第1章 災害情報の収集及び伝達

気象、地象、水象その他災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況その他災害関係情報の収集及び伝達に関しては別に定めるもののほか次のとおりとする。

### 1. 情報の収集

- (1) 村は災害応急対策の第1次実施機関として住民及び防災関係機関から災害情報の収集を行うため、総務課及び母島支所に對外窓口を設け平素から住民及び防災関係機関に対して周知徹底しておく。
- (2) 災害情報に関しては、都本部及び防災関係機関と密接な連携を保ち収集を図るほか、テレビ等利用して積極的に収集に努める。また、より早く、正確な情報を収集するため、各種情報収集機器の整備を図っていくものとする。
- (3) 情報収集にあたって、次の事項については特に重点的に実施する。
  - ア. 異常現象発生内容又は災害発生原因及び経過
  - イ. 管内の被害に関する情報
  - ウ. 管内の防災機関の対策
  - エ. 村が実施した措置状況

### 2. 情報の伝達

- (1) 村は、収集した情報を整理のうえ、都防災計画の定めるところにより、都または防災関係機関に対し報告又は通報する。
- (2) 住民への伝達は、第8部の通信連絡系統図に基づき実施するとともに併せて広報車による巡回及びビラの掲出等を行い伝達する。
- (3) 出漁中の漁船等に対する情報の伝達は、小笠原海上保安署、小笠原支庁漁業無線局及び漁協等を通じて行う。

### 3. 水防に関する情報の収集及び伝達

雨量、高水位、高潮位通報、水防警報等水防活動に必要な情報の収集及び伝達は、この計画に準拠して行うものとする。

### 4. 災害情報の伝達

村は、気象、地象、水象その他災害原因に関する情報について、都、小笠原警察署、小笠原海上保安署又は父島気象観測所などから通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、住民に周知する。そのために、防災行政無線の戸別受信機を各戸配布し、拡声子局の整備拡充を図る。

## 5. 火災警報の発令及び伝達

### (1) 発令

村長は、入手した気象情報に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、一定基準に従い火災警報を発令する。

#### ア. 発令基準

(ア) 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度 30%以下になったとき。

(イ) 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度 40%以下になり、最大風速が 10mをこえる見込のとき。

(ウ) 平均風速 15m以上の風が 3 時間以上連続して吹く見込のとき。

### (2) 伝達

村長は、上記警報を発令したときは、都総務局、小笠原警察署、父島気象観測所、消防団その他の関係防災機関に通報するとともに防災行政無線等で住民に周知させる。

## 第 2 章 被害状況等の報告

### 1. 本部長等に対する報告

村各部署は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで次の要領により本部長に報告する。

#### (1) 報告すべき事項

報告事項及び報告主管部署は、別表のとおりとする。

#### (2) 報告の区分

##### ア. 速報

(気象等の異常現象)

気象等の異常現象を発見したときは直ちに、その後 1 時間ごとに現状を報告する。

(被害状況)

被害の大小にかかわらず状況把握次第直ちに報告する。

(措置状況)

災害応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告する。

##### イ. 中間報告

(被害状況)

被害状況が確定するまで毎日 10 時までに前日までの分をとりまとめ報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動を実施している間、毎日 10 時までに前日の分をとりまとめ報告する。

##### ウ. 確定報告

(被害状況)

被害状況が確定したとき、とりあえず電話により報告し、事後写真その他資料を添付のうえ速やかに文書により報告する。

(措置状況)

災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告する。

### 2. 都に対する報告

村は、被害状況、措置状況等について、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、都防災計画の定めるところにより、発生報告、中間報告、確定報告の区

分に従い報告する。

被害状況の報告は「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官）の定めるところによる。

### 第3章 災害地の特別調査

#### 1. 調査班の編成

総務部長は災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため調査班を編成する。

#### 2. 調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地状況を調査する。

#### 3. 調査事項

特命調査事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動の問題点
- (6) その他必要な事項

#### 4. 実施要領

調査は、警察官、現地住民その他協力団体等の協力を得て実施し、実施の結果を逐一本部長に報告する。

なお、調査の際特命事項以外でも重要情報を得たときは、直ちに報告する。

別表

報告事項	報告項目	報告主管課		
		速報	中間報告	確定報告
気象等の報告	気象 水象 地象 等の情報	総務部		
措置状況	職員動員数 水防活動 避難収容状況 救助物資等給与状況 物資経理状況 その他の措置	各部	各部	各部
被害状況	人家屋被害 商工業被害 農林水産業施設被害 農林水産物被害 公共土木施設被害 教育施設被害	各部	各部	各部

# 第10部 民間協力計画

## 第1章 民間組織の活用

1. 村では、計画区域内における公共的団体等の防災に関する組織及び住民の相互協力の意識に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、これらの団体等の村に対する協力方法を定め協力態勢の確立に努めるものとする。
2. 村は、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう下記団体と平素から連絡を密にするとともに、住民に対しては、防災思想の普及、災害時の心得等について機会あるごとに指導し、住民の防災意識を高め、都及び村が実施する災害応急対策に自発的かつ積極的に寄与し得るよう努めるものとする。
3. 村内の民間協力団体等は概ね次のとおりである。
  - (1) 公共的団体、業者団体、業者等  
社会福祉協議会、明老会、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、観光協会、商工会、建設協力会、食品販売業者、調製粉乳販売業者、生活必需品販売業者、燃料販売業者、小笠原郵便局。
  - (2) 住民団体等  
自治会、婦人会、青年会、壮年会、その他の住民団体等及び個人。

## 第2章 公共的団体、業者団体、業者等の協力業務

1. 公共的団体、業者団体、業者等に共通する協力業務は次のとおりである。
  - (1) 異常現象、災害危険個所発見等の場合、村その他の防災関係機関に速報すること。
  - (2) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
  - (3) 被災情報の調査に協力すること。
  - (4) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
  - (5) その他災害応急対策業務に協力すること。
2. 公共的団体、業者団体、業者等に個別に依頼する協力業務は次のとおりである。
  - (1) 社会福祉協議会  
要配慮者の把握及びその避難に協力すること。
  - (2) 明老会  
高齢者在宅サービスセンター利用者及び要配慮者の把握また、その避難に協力すること。
  - (3) 農業協同組合  
食料、生活必需品、復旧資材等の確保及び調達に協力すること。
  - (4) 漁業協同組合
    - (ア) 食料、生活必需品、復旧資材等の確保及び調達に協力すること。
    - (イ) 緊急時における漁船等の船舶の確保及び提供に協力すること。
  - (5) 消費生活協同組合  
食料、生活必需品、復旧資材等の確保及び調達に協力すること。

- (6) 観光協会  
観光客の避難誘導及びその把握に協力すること。
- (7) 商工会  
災害時における救助物資の確保及び調達に協力すること。
- (8) 建設協力会  
災害時における建設活動等に協力すること。
- (9) 食品販売業者  
食料等の確保及び調達に協力すること。
- (10) 調製粉乳販売業者  
調製粉乳等の確保及び調達に協力すること。
- (11) 生活必需品販売業者  
生活必需品等の確保及び調達に協力すること。
- (12) 燃料販売業者  
燃料等の確保及び調達に協力すること。
- (13) 小笠原郵便局  
郵便・為替貯金・簡易保険等各事業の業務運行管理に関すること。

### 第3章 住民団体等の協力業務

1. 村本部長は、災害時において必要があると認める場合は、住民団体等の協力を得て、ボランティアを募集し、応急対策協力隊を編成する。
2. 応急対策協力隊の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
  - (1) 避難所に収容された被災者の世話などの実施
  - (2) 被災者及び災害対策従事者のための炊き出し、食品の配布の実施
  - (3) 救助物資の支給、救助物資の配布、義援品の整理及び配布
  - (4) 飲料水の供給、被災者への飲料水の配布
  - (5) 避難所他その他被災地の消毒の実施
  - (6) 被害状況調査等、被害状況調査の協力及び実施
  - (7) その他災害応急措置の協力、罹災証明書交付事務の協力等

# 第 1 1 部 防災関係機関協力計画

## 第 1 章 管内防災機関との協力計画

1. 本村は、計画区域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ管内防災関係機関と協力し応急対策の実施に当たるものとする。
2. 村は、上記 1 に備え、平素から区域内の防災関係機関と協議し協力態勢の確立を図るものとする。
3. 村及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換するものとする。

## 第 2 章 東京都との協力計画

1. 村は、東京都と災害対策上必要な資料の交換をする等平素より連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
2. 本部長は災害が発生し村の能力では応急対策の万全が期しがたい場合には、都または自衛隊等の協力について、必要に応じ第 3 章「応急措置等の要請要領」の定める手続きにより都知事に要請するものとする。
3. 本村は、災害救助法に基づく救助をはじめ、村の区域内で行われる都の災害応急対策については、積極的に協力する。
4. 都知事より他の指定行政機関に協力することを依頼されたときは自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

## 第 3 章 応急措置等の要請要領

1. 村が都及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。
2. 都に対する要請  
本部長は、都に対し応援または応援の斡旋を求める場合は都総務局（総合防災部）に対し次に掲げる事項について、まず東京都小笠原支庁経由で口頭または電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。  
(1) 都に応急措置の実施または応援を求める場合  
ア. 災害救助法の適用  
第 1 2 部災害救助法の適用参照  
イ. 被災者の他地区への移送要請  
(ア) 被災者の他地区へ移送を要請する理由

- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

ウ. 都各部局への応援要請または応援措置の実施の要請

- (ア) 災害の状況及び応援（応援措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び理由
- (ウ) 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応援措置内容）
- (オ) その他必要な事項

(2) 指定行政機関等の応援の斡旋を都に求める場合

ア. 自衛隊災害派遣の斡旋を求める場合

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- (エ) 派遣を必要とする区域及び活動内容
- (オ) その他参考となるべき事項

イ. 指定地方行政機関又は他県の応援要請の斡旋を求める場合

- (ア) 災害の状況及び応援斡旋を求める理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

3. 都以外の機関に対する要請

都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。その暇のない場合には都に対する要請に準じ直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

## 第4章 自衛隊災害派遣要請計画

1. 要請の時期

災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命又は財産の保護のため本部長が必要と認めたとときに要請するものとする。

2. 要請の方法

第3章の応急措置等の要請要領に定めるところによる。

3. 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務は概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者等の捜索救助

- (4) 堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込及び運搬等の水防活動
- (5) 消防車、防火用具による消防活動の協力
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の排除
- (7) 診察、防疫、病虫害駆除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物保安及び撤去
- (14) その他

#### 4. 派遣部隊の受入態勢

##### (1) 作業計画及び資材等の準備

村は、自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について速やかに作業計画を樹立するとともに必要な資器材の確保に努めるものとする。

##### (2) 村は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議の上、必要な措置をとるものとする。

##### (3) 派遣部隊の仮泊予定地

船艇等接岸可能地点は、父島は二見港、母島は沖港である。飛行艇発着可能地点は、父島は二見湾内、母島は沖港沖である。また、ヘリコプターの発着可能地点は海上自衛隊父島基地及び母島ヘリポートである。

#### 5. 緊急の場合の連絡

自衛隊に対する災害派遣の要請は、小笠原支庁を經由して都総務局総合防災部に対して行うが、緊急の場合は直接要請し、事後速やかに都に連絡する。

# 第 1 2 部 災害救助法の適用

## 第 1 章 災害救助法の適用

1. 村の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長（村長）は、都本部長（都知事）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
2. 村における災害が第 2 章の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、本部長は直ちにその旨都知事に報告し、又は災害救助法の適用を申請する。
3. 本部長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し後日文書により改めて処理するものとする。
  - (1) 災害発生の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び被害の状況
  - (3) 適用を要請する理由
  - (4) 必要な救助の種類
  - (5) 適用を必要とする期間
  - (6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
  - (7) その他必要な事項
4. 知事に対する報告は 3 の要請に準じて行うものとする。
5. 災害の事態が急迫しているため知事の指示を受けている暇がないときは、本部長は災害救助法の規程による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受けるものとする。

## 第 2 章 災害救助法の適用基準

1. 適用基準  
災害救助法の適用は都知事が行うが、当村における具体的適用基準は下記のとおりである。
  - (1) 村内で住宅の滅失した世帯の数が 30 世帯以上である場合。
  - (2) 都の区域内のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって村内の住家のうち滅失した世帯の数が 15 世帯以上である場合。
  - (3) 都の区域内のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域内に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したこと。
  - (4) 多数の者の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。
2. 被災世帯の算定  
住家が滅失した世帯の算定にあつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世

帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の床面積の7割以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の5割以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの。

住家の損壊、焼失部分の床面積が、その住家の床面積の2割以上7割未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の2割以上5割未満のもの。

(3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ア. (1) 及び (2) に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの。

イ. 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3. 世帯及び住家の単位

(1) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等についてはそれぞれをもって1住家として取り扱う。

# 第13部 災害広報計画

## 第1章 災害広報情報の収集

総務部は、本部長室で受発信した情報については、各部と緊密な連絡のもとに検討を加え発表し、情報の正確な把握を期する。

## 第2章 住民への広報

1. 住民に対する広報は、第8部通信連絡の系統図に準じて行う。
2. 総務部は、必要に応じ広報車及び広報員を出動させ、警察署その他現地機関と密接な連絡のもとに現地における広報活動を実施するものとする。
3. 村は、災害の規模又は状況によって都に対し必要な協力を求める。
4. 広報の時期内容については、本部長が指示する。
5. 広報内容は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 災害情報及び村の防災態勢
  - (2) 避難誘導その他注意事項
  - (3) 応急対策実施の状況及び復旧計画
  - (4) 住民の志気、相互扶助精神の高揚
  - (5) その他必要と認める事項

## 第3章 報道機関への発表

災害に対する情報及び本部長室の災害対策事項その他住民に対する広報事項等総務部長が事項の軽重、緊急性を検討の上必要な事項を報道関係に発表する。ただし、村が直接発表する手段が確保できない場合は、東京都（総務局総合防災部）を通して発表する。

## 第4章 広聴活動

災害発生後必要に応じて、被災地及び避難所等に臨時被災者相談所を設け、被災地を巡回する等して、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに村関係部（課）をはじめ防災関係機関に連絡し、救護措置の推進その他早期解決に資する。

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模、現地の状況等を勘案のうえその都度定める。

## 第5章 広報写真の作成

災害時における被害地の状況その他を写真に収め、復旧対策広報活動の資料として活用する。

# 第14部 輸送計画

## 第1章 調達計画

1. 村において必要とする車両等は、財政部において調達・運用し、集中管理する。
  - (1) 車両  
村所有の車及び各機関の指定車両を使用し、不足を生じる場合は、民間車両を雇上げる。
  - (2) 船舶  
必要に応じ小笠原海運、伊豆諸島開発、漁協、海運業者等から調達する。
  - (3) 航空機  
東京都（総務局総合防災部）を通して海上自衛隊等に協力を要請する。
2. 村は、各機関に対して緊急時に借用するための車両をあらかじめ指定しておくものとする。
3. 1及び2で不足する場合は、東京都（総務局総合防災部）に応援又は斡旋を依頼する。
4. 災害予防及び災害復旧計画に必要な車両等は、財政部において緊急計画をたて、災害応急対策用車両を転用し、輸送力を確保する。

## 第2章 配車等計画

1. 配車等の方針  
財政部は、各部の配車要求車両数と配車可能車両数を勘案のうえ、各部に配車する。
2. 配車等手続
  - (1) 各部において、車両等を必要とするときは、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示の上、財政部に請求する。
  - (2) 財政部は、直ちに調達し、請求部に引き渡す。

## 第3章 人員及び救助物資等輸送計画

1. 人員輸送
  - (1) 事前避難勧告等が発せられた場合、要配慮者等の自主的避難促進のため状況に応じ、財政部が車両等により緊急輸送に努める。
  - (2) 被災者の他地区への輸送は、原則として財政部が実施する。
2. 救助物資等輸送
  - (1) 食品、生活必需品及び義援物資は、村民部が輸送する。
  - (2) 災害応急対策用資器材は、建設水道部が輸送する。
  - (3) その他応急対策用物資、資材等は、各部が輸送する。

## 第4章 交通規制

1. 道路における危険を防止し、交通の円滑を図るため交通の規制を必要とする場合は、東京都公安委員会の告示によりこれを規制する。
2. 緊急の必要ある場合は、上記告示のあるまでの間、被災地及びその周辺について、警察署長が法の定めるところにより交通の規制を行う。
3. 警察署長及び道路管理者は、危険個所の把握に努め、通行の禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、村民に周知し、交通秩序の維持に努める。
4. 村は、交通の妨害となっている倒壊樹木、電柱その他障害物の除去及び損壊した道路、橋梁等の応急補修等について警察署及び防災関係機関と協力し復旧に努めるとともに交通の確保を図る。
5. 災害対策基本法第76条及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急輸送車両の確認事務手続のうち、災害時に事態が切迫する等緊急を要する場合において、災害現場での確認は、小笠原警察署長が行うものとする。

# 第15部 労務需給計画

## 第1章 労力の確保

災害時における応急対策の実施は、村の職員のみでは必ずしも十分ではないので労務者を雇上げ又は小笠原村建設協力会の協力を得るなどして労力の確保を図るものとし、これを直ちに対応し得るよう態勢を確立しておくものとする。

## 第2章 工作協力隊

1. 村本部長は、災害時において必要があると認める場合は、小笠原村建設協力会の協力を得て工作協力隊を編成する。
2. 工作協力隊の編成にあたり小笠原村建設協力会と、あらかじめ必要事項について協定しておくものとする。
3. 工作協力隊の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
  - (1) 水防活動に関する業務の実施
  - (2) 障害物の除去等に関する業務の実施
  - (3) 施設等の応急復旧に関する業務の実施
  - (4) その他災害応急対策業務の実施

## 第3章 労務者雇上計画

職員及び工作協力隊員の人員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは労務者を雇上するものとする。

## 第4章 労務供給計画

1. 村各部は、工作協力隊その他の労力を必要とするときは、本部長室（総務部）に要請する。
2. 総務部長は、村各部より要請のあったときは、直ちに次の事項を明示のうえ関係団体に協力を要請するものとする。
  - (1) 応援を必要とする理由
  - (2) 作業の内容
  - (3) 従事場所
  - (4) 就労予定時間
  - (5) 労務の種別
  - (6) 所要人員
  - (7) その他必要事項
3. 災害により、工作協力隊その他で確保した労力で、なお不足する場合には都に応援の斡旋を要請する。

## 第5章 費用の負担

### 1. 工作協力隊

- (1) 賃金は、村と小笠原村建設協力会で協議して定める。
- (2) 資器材を伴う作業については、事後速やかに所定の手続きをとり支払う。

### 2. 雇上労務者

- (1) 作業時間は原則として8時間勤務とし、賃金は村賃金単価基準により支払う。
- (2) 賃金の支払は、原則として作業終了後、速やかに支払う。

# 第16部 消防計画

## 第1章 目的

この計画は、地震、津波、噴火等による非常水災、火災及びその他の災害から住民等の生命、身体、財産を保護し、その災害を軽減するため、消防機関の大綱を示すものである。

## 第2章 消防活動

1. 災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、村長は、これに対処するため部隊を編成する。
2. 部隊の編成は、災害により、村長が消防団長と協議し、段階別に行うものとする。
3. 活動要領
  - (1) 初期態勢

発災期においては、次により個々の災害に対応する。

    - ア. 村長は、消防団長に、発生した災害に対し、所要の部隊を効果的に指揮運用して防御にあたるよう指示する。
    - イ. 村長は、消防団長に、情報を収集し、大局的な状況を把握し、消防団の運用方針をたてるよう指示する。
    - ウ. 出動部隊は、消防力の劣勢を考慮して効果的な防御を行うとともに本部と連絡し孤立化をさける。
  - (2) 災害が拡大した場合の処置

災害が拡大した場合は、個々の防御効果が少ないので次の防御にあたる。

    - ア. 村長は、消防団長に、必要と認めたときは、場所を指定して部隊を集結させ、防御線を設定して防御にあたらせる。
  - (3) 異常気象の場合の措置
    - ア. 消防隊は、広範囲の飛火警戒を実施する。
    - イ. 火面が拡大し、防御が長時間に及んだ場合は、火点周囲の消防水利が使用不能になるので、用水補給対策を講ずる。

## 第3章 救出及び救急活動

1. 村長は、災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合は、被災者の救出、救急業務を実施するため、救急隊を編成する。
2. 救急隊の編成は、原則として小笠原村消防団の団員の一部をもってこれにあてる。
3. 活動要領
  - (1) 活動内容

災害事故現場における救急、救助活動内容は、次のとおりである。

    - ア. 傷病者の救出作業

- イ. 傷病者に対する応急措置
- ウ. 傷病者の担架搬送並びに輸送
- エ. 緊急医薬品、資器材並びに医療班（医師、看護師）等の緊急輸送
- オ. 救護所等より常設医療機関への輸送
- カ. 重篤傷病者の緊急避難、輸送

## (2) 実施要領

### ア. 救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない被災者を各種救助用資器材と人員を活用し、その危難の排除、生命身体の安全を確保する。

### イ. 応急救急措置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急措置等医療施術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急措置を実施する。

### ウ. 傷病者の搬送

救出された傷病者及び応急救護措置を施した傷病者を、救護所又は医療機関等に、緊急搬送を行う。

### エ. 医療班並びに医薬品資器材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護婦等の不足を生じたとき並びに施術上必要な薬品、資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

- 4. 村長は、救出、救急業務の実施にあたり、防災関係機関と情報の交換その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。
- 5. 村長は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、都並びにその機関に対し、応援を要請する。

## 第 17 部 海難対策

村は、海難対策等が必要となった場合、次の事項について小笠原支庁、小笠原海上保安署及び海上自衛隊父島基地分遣隊に対策等の実施を要請し、その活動に協力するものとする。

1. 支庁は、台風その他の災害時に船舶の乗り揚げ等により、人命、財産に被害を与えることのないよう、気象状況、港湾の自然的条件等を勘案し、係留箇所の選定、荷役の中止、入港制限等適切な処置をとり、被害を最小限に止めるよう措置する。
2. 災害が発生する恐れがある場合には、支庁及び海上保安署は、巡視を強化し、船留り等係船場所の所の船長に対し、気象・海象通報の伝達を行うとともに係留索等の強化を指導する。また、支庁は、気象・海象状況によって、栈橋等係船施設の使用を禁止する。
3. 万一、漁船等の遭難事故のあった場合、海上保安署は、支庁、海上自衛隊父島基地分遣隊、警察、消防団、漁協等の協力を得て、救助活動を実施するものとする。

# 第18部 避難計画

## 第1章 計画方針

災害に際し、人的被害を受けないため、各機関が一体となって住民等を避難収容できる態勢を確立するよう平素から連絡協調を緊密にし、その任務を明確にしておくものとする。また、村内の応急復旧に使用する車両、重機等は、ほとんどが平地に常駐しているため、津波等災害によっては、緊急に避難させるものとする。

## 第2章 事前避難

1. 村は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定め、その地域住民に対しては避難場所及び避難の方法等を周知徹底せしめ、災害時には、指定場所に積極的に自主避難するよう指導する。
2. 警察、消防団は、災害の発生するおそれのある場合、住民に対し、その情勢を的確に伝達し、避難行動要支援者は、あらかじめ指定された施設等に自主的に避難するよう指導する。

## 第3章 避難の勧告及び指示

1. 一般的基準  
避難の勧告及び指示は、原則として次のような事態になったとき発するものとする。
  - (1) 避難の必要を予想される気象等の情報を入手したとき。
  - (2) 火災が拡大される恐れのあるとき。
  - (3) 危険物の爆発の恐れがあるとき。
  - (4) 台風、津波等のため被害が予想されるとき。
  - (5) その他住民等の生命、身体を災害から保護するため必要と認められたとき。
2. 避難の勧告又は指示及び特例
  - (1) 村長は、計画区域内において危険が切迫した場合には、小笠原警察署長、小笠原海上保安署長及び村消防団長と協議のうえ、地域、避難先を定めて避難の勧告又は指示をする。この場合村長は直ちに都知事（都本部長）に報告するものとする。
  - (2) 現地において著しい危険が切迫しており、村長が災害対策基本法第60条に規定する避難の勧告又は避難のための立ち退きの指示をすることができない場合には、警察官及び海上保安官がこれを行うものとする。この場合警察官及び海上保安官は、直ちに村長に通知する。
3. 勧告指示の伝達  
避難の勧告及び指示は、警察署、海上保安署、消防団及びその他関係機関の協力を得て当該住民等に対し次のいずれかの方法により迅速的確に伝達する。
  - (1) 防災行政無線及び村広報車等により住民等に勧告し、伝達する。
  - (2) サイレンにより伝達する。

(3) 各機関の協力を得て口頭をもって当該地域住民に伝達する。

## 第4章 避難誘導

1. 避難命令が発せられ警察官及び海上保安官が避難の指示等を行う場合には、状況のゆるす限り避難すべき理由、時期、避難先、避難経路等を明らかにしてこれを行うものとする。
2. 避難の誘導にあたっては、村本部、警察署、海上保安署、消防団は共に協力して安全な経路を選定するとともに、所要の装備、資器材を活用して行うよう努めるものとする。
3. 誘導経路については、事前に検討し安全を確認し、危険個所には表示縄張り等をするほか要所に誘導警戒人員を配置し事故防止に努める。  
特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期し、浸水地等には必要によりロープ等の資器材を配置し万全を期する。
4. 警察は、住民が避難した地域に対しては、警戒を強化する等して、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努める。
5. 要配慮者、中でも、緊急時に避難するのに時間がかかると想定される寝たきり高齢者及び心身障害者等に対しては、村民部は、社会福祉協議会及び明老会と協力して、対象者の把握に努め、なるべく早い時期に避難できるよう消防部との連携体制を確立しておくものとする。

## 第5章 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1. 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所について、管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
  - (1) 指定緊急避難場所  
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。 別表1
  - (2) 指定避難所  
被災者等が一定期間避難生活を送るための避難所。 別表2
2. 設置基準
  - (1) 避難所は、なるべく鉄筋又はブロック造り等の耐火構造として公共施設を利用する。
  - (2) 避難所の収容基準は概ね次のとおりとする。

ア. 長期収容	居室	3.3㎡当り	2人
イ. 一時収容	居室	3.3㎡当り	4人
3. 村は、通常の避難所では、生活に支障をきたすと判断した要配慮者を受け入れるため、2次避難所として、福祉避難所を別表3のとおり設置する。

## 第6章 避難所の開設

1. 本部長（村長）は、第3章2の避難勧告又は指示を発令した場合は直ちに避難所を開設する。
2. 各部長は村本部長から指示を受けた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、物資の搬入等避難所開設に必要な準備を行わせる。
3. 避難者が指定避難所以外の場所に避難した旨通報を受けたときは最寄りの避難所に誘導するか、又は状況により、職員及び物資を輸送し、その場所に臨時の避難所を開設する。
4. 村本部長は避難所を開設したときは、直ちに知事（都本部長）に報告するとともに関係機関に連絡する。
5. 避難所開設に必要な備品を常備することが可能な避難所には、次の備品を常備し、定期的に点検を行うものとする。
  - (1) 非常用食料及び飲料水
  - (2) 懐中電灯及び電池
  - (3) 防災行政無線戸別受信機
  - (4) 雨具等
  - (5) 毛布等の寝具類
  - (6) その他避難所開設に必要な備品類

## 第7章 避難所の管理

1. 村長は、職員に、あらかじめ避難所及び出動方法、任務等について周知徹底を図っておくものとする。
2. 避難所に配置された職員は本部の指示に基づき、施設の管理者及び協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するため、避難所の運営における女性の参画を推進する。
3. 避難所配置職員の任務
  - (1) 避難所の開設（閉鎖）
  - (2) 必要備品類の搬入（搬出）
  - (3) 避難所の受付
  - (4) 物資の受払、避難所に配布される食料等物資の受払
  - (5) 避難所敷地内への同行避難動物の飼育場所等の確保
  - (6) 諸記録に関すること。別紙様式1～4により必要な記録を実施する。
  - (7) 報告に関すること。
    - ア. 避難所の開設（閉鎖）報告
    - イ. 避難所収容状況報告
    - ウ. 給食の報告
    - エ. その他状況に応じ随時
  - (8) 情報の伝達

必要事項を収容者に伝達する。

(9) 給食

朝8時、昼12時、夕18時に当該避難所に在籍するものに対し、協力団体の協力を得て給食する。同時刻を過ぎて収容されたものは、原則として次回の給食から実施する。

(10) 避難所の消毒

消毒その他避難所における防疫班の活動に協力するものとし、薬品の交付を受けて消毒を実施するときは、避難者の協力を得て実施する。

(11) 避難所の世話

避難者からの各種相談に応じる等、施設管理者及び協力団体の協力を得て実施する。

(12) 管理施設の使用について、管理責任者と綿密な連絡をとり十分な保安全管理にあたる。

4. 同行避難動物に関する村の役割

(1) 同行避難動物の飼養場所等の確保

(2) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

(3) 避難所等における動物の適正飼養の指導等

5. 避難所における感染症対策

感染症流行時の避難所の運営に当たっては、避難所における感染症拡大を防止するため、必要な対策をとる。

## 第8章 車両等避難計画

津波・高潮等災害の種類及び規模等により、村内の車両等が、壊滅的打撃を受ける事態も想定される。このような場合、その後の応急・復旧対策に支障が生じるので、村は、村有車のうち緊急用の車両を残して、その他の応急・復旧対策に必要な車両等を、指定した場所に避難させるものとする。

また、防災関係機関及び小笠原村建設協力会に対して、応急・復旧対策用の車両及び重機等を、指定した場所に避難させるよう要請するものとする。

別表1

指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所	住所	電話	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火災
小笠原小中学校	宮之浜道	2-2502	○	○	○	○	○	○
小笠原高等学校	清瀬	2-2342	○	×	○	○	○	○
奥村交流センター	奥村	—	○	×	○	○	○	○
扇浦交流センター	扇浦	2-3220	○	○	○	○	○	○
地域福祉センター	奥村	2-2911	○	○	×	×	×	○

母島支所	元地	3-2111	○	○	○	×	×	○
母島村民会館	船見台	3-2106	○	×	○	○	○	○
母島小中学校	元地	3-2182	○	×	○	×	×	○
評議平運動場	評議平	—	○	×	○	○	○	○

別表 2

指定避難所一覧

収容地区	施設名	住所	電話番号	床面積	構造	収容人員		主な用途
						一時 4810	長期 2390	
父島地区	小笠原小中学校 体育館	宮之浜道	2-2502	669 m <sup>2</sup>	耐火	810	400	津波 台風 土砂
	小笠原高等学校 (体育館) (武道場) (音楽室)	清瀬	2-2342	1150 m <sup>2</sup> (800 m <sup>2</sup> ) (200 m <sup>2</sup> ) (150 m <sup>2</sup> )	耐火	1380 (960) (240) (180)	690 (480) (120) (90)	津波 台風
	地域福祉センター	奥村	2-2911	315 m <sup>2</sup>	耐火	380	190	台風 土砂
	扇浦交流センター	扇浦	2-3220	272 m <sup>2</sup>	木造	320	160	津波 台風 土砂
	奥村交流センター	奥村	—	327 m <sup>2</sup>	耐火	390	190	津波 台風
母島地区	母島支所	元地	3-2111	66 m <sup>2</sup>	耐火	80	40	台風 土砂
	母島村民会館	船見台	3-2106	372 m <sup>2</sup>	耐火	450	220	津波
	母島小中学校 体育館	元地	3-2182	800 m <sup>2</sup>	耐火	960	480	台風

別表 3

## 福祉避難所一覧

収容地区	名称	所在
父島地区	小笠原村診療所	清瀬
父島地区	小笠原村高齢者在宅サービスセンター	奥村
母島地区	小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター	元地
母島地区	小笠原村母島診療所	元地

避難所勤務状況

職氏名	所属	避難所名		
		<input type="checkbox"/> 小中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 奥村交流センター <input type="checkbox"/> 福祉センター <input type="checkbox"/> 扇浦交流センター		
		到着		退出
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分
	課係	年 月 日 時 分	～	年 月 日 時 分

避難所日誌

年 月 日

責任者氏名

印

避難所名

記 事

注1. 「記事」欄には当日の最高収容人員及び収容人員数の増減経過も記入しておくこと。

2. 物品の使用状況については開設期間中に避難者のために使用した品目別（食品名も含む）、使用数量を記入すること。

## 避難者名簿

避難所  小中体育館  高校体育館  奥村交流センター  
 福祉センター  扇浦交流センター

開設時刻 月 日 ( ) 時 分 枚目  
 閉鎖時刻 月 日 ( ) 時 分

**※受付の方へ！**

安否確認のため呼び出しをする場合もありますので、難しい字にはフリガナをいれてください。

No.	氏名	年齢	性別	宿名・住所		避難時刻	日数
1		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
2		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
3		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
4		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
5		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
6		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
7		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
8		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
9		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	
10		歳	男・女		入	時 分	
					出	時 分	



# 第19部 食品給与計画

## 第1章 計画方針

災害発生後、住居家財等に被害を受け、日常の食料を欠くに至った被災者に、速やかに、かつ公平に、配給することができるよう平常時から災害用食料の備蓄に努め、また緊急に調達できる措置を講じておき、食料の確保と人心の安定に万全を期するよう計画するものとする。

## 第2章 食品調達計画

### 1. 調達方法

#### (1) 米の調達

指定販売業者より村が購入する。不足する場合は、都に調達の要請を行う。

#### (2) その他の主食の調達

業者より購入し、不足する場合は、都備蓄分のアルファ化米及びクラッカーの放出を要請し、なお不足する場合は、都に調達の要請を行う。

#### (3) 副食及び調味料

あらかじめ指定した業者より購入する。

#### (4) 調製粉乳の調達

あらかじめ指定した業者より購入する。母島については、村で備蓄しておくものとする。

#### (5) 村の調達食料に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、村は都に要請するものとする。

なお、災害救助法発令後は原則として都に対して手配を要請するものとする。

食品指定業者一覧

地区名	店舗名	所在地	電話
父島地区	東京島しょ農業協同組合 小笠原父島支店	父島字東町	2-2934
	小笠原島漁業協同組合	父島字奥村	2-2411
	小笠原消費生活協同組合	父島字東町	2-2141
	小祝商店	父島字東町	2-2337
	佐藤商店	父島字西町	2-2510
母島地区	東京島しょ農業協同組合 小笠原母島店	母島字元地	3-2331
	小笠原母島漁業協同組合	母島字元地	3-2311
	前田商店	母島字元地	3-2221

### 調製粉乳指定業者一覧

地区名	店舗名	所在地	電話
父島地区	アサヒ薬局	父島字東町	2-2811
母島地区	—	—	—

## 第3章 給食基準

1. 災害救助法適用前  
東京都の給食基準に準じて行う。
2. 災害救助法適用後
  - (1) 原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。
  - (2) 災害救助法施行細則による被災者用食品給与基準は、1人1日1,060円以内（災害発生の日から7日以内）であるが、金額及び日数等で、不足が生じるときは、不足額を村で負担する。

## 第4章 食品輸送及び集積地

1. 村民部は、調達した食品を第14部輸送計画により、避難所へ輸送する。
2. 村民部長は、交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を、災害時における食品の集積地として選定する。
3. 災害救助法適用後において、都からの調達食品が、指定引き継ぎ地まで輸送された場合は上記による。

## 第5章 炊出しの実施及び配分

1. 被災者に食品の給与を実施する場合の順序、給食の範囲、献立、炊き出し等については、次に定めるもののほか本部長（村長）がその都度定める。災害救助法適用後においては、本部長は都本部長の補助機関として食品の給与を実施する。
  - (1) 被災者に対する炊き出しは現存する公共施設等の調理施設を利用して実施するが、公共施設の使用が不可能な場合は、屋外での炊き出しを実施するので、屋外炊き出し用備品の整備に努める。
  - (2) イ 被災者に対する給食は原則として米飯、乾パンの順で支給する。
    - ロ 被災者に対する給食は主として避難所に避難した被災者に支給する。
    - ハ 被災乳幼児に対する調製粉乳の給与は、必要に応じて行うものとする。
    - ニ 食品の配分について、担当職員は送付を受けた食品を本部の指示に従い配分計画を樹立し配分する。
2. 村民部は、業務完了後速やかに様式1及び様式2により総務部に報告する。

様式 1

食品給与簿

実施場所

給食年月日		給食数	給食内容	備考
年月日	区分			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			
	朝・昼・夜			



# 第20部 生活必需品等給与計画 (村民部)

## 第1章 生活必需品調達計画

### 1. 調達目標

(1) 生活必需品の給(貸)与は、災害救助法の適用があれば実施することになるが、村は災害救助法の適用にいたらない災害及び救助を実施するまでの応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

### 2. 調達品目及び数量

生活必需品のうち、調達を予定する品目及び数量は、あらかじめ計画しておくものとする。

### 3. 調達方法

(1) 指定業者より必要な品目について村が購入する。

(2) 予定されていない品目又は指定業者だけで調達できない場合は、その都度業者を選定し購入する。

(3) 村の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、村長は都に要請する。  
なお、災害救助法適用後は原則として都に対し手配方を要請するものとする。

生活必需品指定業者一覧

地区名	店舗名	所在地	電話
父島地区	フリーショップまるひ	父島字東町	2-2042
父島地区 母島地区	他は第19部第2章に同じ		

## 第2章 生活必需品の給(貸)与基準

### 1. 災害救助法の適用にいたらない災害

東京都の生活必需品給(貸)与基準に準じて実施する。

### 2. 災害救助法適用後

(1) 都知事の示す給(貸)与基準による。

(2) 都生活必需品給(貸)与基準は、概ね次のとおりである。

被災世帯に対する生活必需品給(貸)与基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この給(貸)与基準により難しい場合は、別途都知事の承認を得て定めるものとする。

## 第3章 生活必需品の輸送及び集積地

### 1. 生活必需品の輸送

- (1) 村民部は、村において調達した物資及び都より給付を受けた物資を指定の集積地に集め、車両等をもって避難所又は避難所責任者の指定する場所へ緊急輸送するものとする。
- (2) 災害の状況によっては、調達先より直接避難所等に輸送し、又調達先の業者に輸送させる等考慮する。
- (3) 生活必需品の集積地
  - ア. 村役場及び母島支所
  - イ. 災害の状況によって、小中学校その他公共施設等適当な場所を選定する。

## 第4章 生活必需品の配分

### 1. 給(貸)与する生活必需品の品目の決定

- (1) 村長は、被災者に給(貸)与する品目、数量等は、災害の状況に応じて原則として第2章に定める限度額の範囲でその都度定める。
- (2) 災害救助法適用後は、都知事の指示を受け実施する。なお、通信途絶等により指示を受ける暇のないときは、前号(1)により決定し、被災者に配布後直ちに都知事に報告する。

### 2. 生活必需品の給(貸)与の範囲

生活必需品の給(貸)与は、主として避難所収容の被災者を対象に実施するが自宅残留被災者、その他の被災者に対しても必要に応じて実施する。

### 3. 生活必需品の配分

- (1) 村民部長は、交付対象者の把握に努めるとともに、物資の交付場所、交付の方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立するものとする。
- (2) 生活必需品の交付担当者は、前号(1)の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て実施する。
- (3) 避難所収容の被災者に対する生活必需品の交付は、避難所担当職員が収容被災者の協力を得て実施する。
- (4) 生活必需品の交付責任者は、被災者に物資を交付したときは、被災者から別紙様式1による受領書を徴するものとする。
- (5) 生活必需品の交付担当者は、別紙様式2により物資の受払を記録しておくものとする。

別紙様式 1

物資給(貸)与受領書

		給与の基礎 となった世 帯構成人員	人	災害発生時の 世帯構成人員 うち死亡者数	人 人
--	--	-------------------------	---	----------------------------	--------

災害救助物資として、下記の内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所  
世帯主

印

品 名	数 量	



# 第 2 1 部 義援金品配分計画

## 第 1 章 義援金品の受付

1. 抛出された義援金品で村に寄託されたものは、村民部で受け付ける。受付場所は、村役場及び母島支所とするが、災害状況によっては、臨時に場所を設け受け付ける。
2. 義援金品の受領については、別紙様式により寄託者に受領書を発行する。

## 第 2 章 義援金品の配分

1. 義援金品の配分は、被害状況確定後、本部長の決定により配分する。
2. 配分計画は、被害地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、村民部において立案する。

## 第 3 章 義援金品の輸送及び配分

第 20 部生活必需品給与計画に準じて実施する。

## 第 4 章 義援金品の保管その他

1. 寄託された義援金については、被災者に配布するまでの期間財政部において保管する。
2. 義援品の保管については、村民その他から直接寄託されたもの、東京都及び日赤等より配分を受けた物資も併せて、村民部において保管する。
3. 義援金品の受払等の帳簿その他この計画に定めるものを除き必要な事項は第 20 部生活必需品給与計画を準用する。

別紙様式

# 受 領 書

1 金額  
品名

但し上記（金額・物品）を確かに受領いたしました。

年 月 日

小笠原村災害対策本部長  
小笠原村長

印

殿

# 第22部 ライフラインの応急対策計画

## 第1章 上水道の応急対策計画

### 第1節 応急対策等

1. 災害時には、施設の維持に万全を期し、被災した場合には、応急対策用資器材を活用して、全力で応急対策・復旧作業を行う。
2. 施設の被災状況を把握し、本部長に被災状況及び復旧見込等を報告する。

### 第2節 給水計画

1. 災害により通常の給水体制が確保できなくなった場合に備え、給水タンク等の増設を図り、災害程度により、まず避難所への飲料水の確保、続いて一般住民に対して飲料水を確保する。
2. 災害時には、1人1日3ℓ以上の飲料水を確保するよう努める。
3. 災害時に備え、長期保存可能飲料水を備蓄するよう努める。
4. 飲料水が確保できないときは、本部長は都知事に対し、給水の斡旋を依頼する。
5. 現有資器材  
給水タンク 1立方m 2基（父島、母島地区各1基）

## 第2章 電力施設の応急対策計画

1. 災害時には、施設の維持に万全を期し、被災した場合は、応急対策用資機材を活用して、全力で応急対策・復旧作業を行う。
2. 発電・配電施設の被災状況を把握し、社内上部機関への報告・支援依頼等必要な措置を行うとともに、村災害対策本部に被災状況及び復旧見込等を通報する。
3. 応急対策用資機材

品名	仕様	個数
高圧発電車	500kVA	1台
携帯発電機	900VA100V	3機
携帯発電機	3.5kVA100V	1機
携帯発電機	5kVA100V	1機
携帯発電機	5kVA100V・200V	1機
仮連絡ケーブル	φ22×100m×3条 φ22×50m×3条	各2本

機器直結用アダプター	ケーブル継手一式	1式
ガス開閉器	L200A	1台

#### 4. 消防設備及び消火用備品

品名	仕様等	数量
オイルフェンス	20m	15本
ステックOB	中和剤(180ℓ×2)	0.36kl
オイルプロッター	吸着マット(10kg×16箱)	160kg
土のう袋		100枚
泡原液槽	2,000ℓ	1基
泡原液槽	1,300ℓ	1基
水槽	200t	1基
水槽	50t	1基
消火栓		8箇所
消火ホース	φ65×20m	16本
消火器	100型	2台
消火器	50型	3台
消化器	20型	15台
消火器	10型	22台

### 第3章 通信施設の応急対策計画

NTT東日本—南関東は、関係法令、当社の定める規定・実施細則等及び関係機関の防災計画等に基づき、適切な応急・復旧対策を実施する。

#### 1. 被災時の対応

- (1) 被災時においては、社員及びその家族の安全を確認の上非常招集し、被災状況にあわせた措置態勢を確立する。
- (2) 通信施設の被災状況を把握し、社内上部機関対策本部への報告・支援依頼等必要な措置を行うとともに、村災害対策本部に被災状況及び復旧見込等の情報を提供する。
- (3) 復旧時においては、各通信設備に定められた回復手順によるほか、重要通信回線及び避難所等に最小限の通信手段を確保することを優先し、早急な回復を図る。

#### 2. 応急対策等

- (1) 小笠原～本土間及び父島～母島間の非常時用回線を確保し、非常・緊急等重要な通信の途絶を防止する。
- (2) 無線方式による特設公衆電話を常備し、被災時に、避難所における被災者の通信手段を確保する。
- (3) 甚大な災害により、通信回線が本土との社内連絡回線のみ確保された場合においては、村災害対策本部との間に無線装置等によるホットラインを設置し、気象情報等収集し得た情報を即時に伝達する体制をとる。
- (4) 被災設備応急復旧のための資機材を常備し、被災状況に応じた応急復旧作業を実施する。

# 第23部 医療救護計画 (医療部 東京都)

## 第1章 医療救護活動

### 1. 医療班の編成

災害により緊急を要する傷病者に対する医療救護活動を円滑に推進するため医療班を編成するものとする。また、陸上交通途絶等により孤立することが予想される地区には、医師・看護師を派遣するものとする。

### 2. 医療班の派遣及び救護所の設置

- (1) 各部長は、避難所及びその他の場所に村の医療班の派遣を求める場合は、次の事項を明らかにし、本部長に要請するものとする。
  - ア. 救護を受けようとする場所
  - イ. 救護を受けようとする者の数
  - ウ. 傷病の種類及び程度
- (2) 村本部長は、医療班の要請を受けたとき又は災害状況により医療救護の必要を認めた場合医療班を派遣する。
- (3) 村本部長は医療救護活動に必要があると認めたときは、概ね次の場所に救護所を設置する。
  - ア. 避難所
  - イ. 被災者が多数発生した地点
  - ウ. その他必要と認める地点

### 3. 医療救護活動

- (1) 医療救護活動は、原則として、医療班が救護所において実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、医療班は、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。
- (2) 災害状況その他、医療班を出動させる暇がない等止むを得ない事情があるときは、本部長は、診療所において医療救護を実施するものとする。
- (3) 医療救護の範囲は、次のとおりとする。
  - ア. 診察
  - イ. 薬剤又は治療材料の支給
  - ウ. 処置、手術その他の治療及び施術
  - エ. 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
  - オ. 看護
  - カ. 助産救護活動
- (4) 本部長は、村の能力のみでは、医療救護活動が十分実施できないと認めた場合、都知事に医療救護班の派遣を要請するものとする。
- (5) 本部長は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、支庁を經由して都知事に患者の島外への搬送及び収容を要請する。
- (6) 災害救助法適用後は、村は都知事の指示に従い、都が実施する医療救護活動に協力するものとする。

第1表 村立診療施設一覧

科目 診療所名	医師	看護師	助産師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	栄養士	調理員	事務員	病床数	収容可能数	所在地
小笠原村診療所	3 (1)	9	1	1	1	1	1	1	3	4	9	9	父島 字清瀬
小笠原村母島診療所	1 (1)	2	1								4	4	母島 字元地

( ) 内は東京都併任職員で内数

第2表 入院病床

	一般病床数	収容可能数	所在地
小笠原村診療所	9	9	父島字清瀬
小笠原村母島診療所	4	4	母島字元地

# 第24部 防疫計画 (環境部 建設水道部 東京都)

## 第1章 計画方針

1. 災害時における感染症のまん延を防止するため、被災者の衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症を媒介するそ族、こん虫の駆除を行ない、民心の安定を図るものとする。

## 第2章 防疫計画

### 1. 活動方針

災害時における伝染病予防及び汚染家屋内外の消毒、害虫駆除を中心した防疫組織（防疫班）を設け防疫対策に万全を期する。

### 2. 防疫活動

本部長は、村の区域の防疫活動を推進するため、災害の種類及び程度に即応した防疫班を被災地へ派遣するとともに、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

## 第3章 島しょ保健所小笠原出張所の防疫対応

災害により避難所等で感染症が発生し、防疫対応を必要とするときは、島しょ保健所小笠原出張所副所長は、都福祉保健局長の指示を受け、次の防疫対応に従事する。

防疫対応の業務

- (1) 状況把握
- (2) 広報活動
- (3) 感染症発生時対応
- (4) 応援体制整備

また、島しょ保健所小笠原出張所副所長は、都福祉保健局長が編成した環境衛生指導班を指揮し、次の業務に従事する。

環境衛生指導班の業務

- (1) 飲み水の安全確保
- (2) 飲み水の消毒薬の配布及び消毒方法の指導
- (3) 水質検査の実施

# 第25部 住宅応急対策

## (建設水道部 東京都)

居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。災害のため住家が滅失又は毀損し、自己の資力によっては居住する住家を建てることのできない者へ供与するため、応急仮設住宅を設置し、被災者への一時供与にあてる。また、公設住宅及び民間住宅等に空室がある場合には、これも被災者への一時供与にあてるものとする。

### 第1章 被災住宅の応急修理

#### 第1節 被災住宅（民間住宅等）の応急修理実施の基準

##### 1. 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

##### 2. 対象者

災害のため、住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急周知ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものであること。

#### 第2節 対象者の調査及び選定

災害救助法適用の場合は、村による被災者の資力、その他の生活条件の調査及び村が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された村が募集・選定事務を行う。

#### 第3節 修理の方法

都が、一般社団法人東京建設業協会のあるせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、村はリストより業者を指定する。応急修理は、居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分で、必要最小限のものを行う。なお、都営住宅については、小笠原支庁が応急修理を行う。

#### 第4節 修理の経費

一世帯当たりの修理の費用については、国の定めによる。

#### 第5節 応急修理の期間

原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

#### 第6節 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び村は、必要な帳票を整備する。

## 第2章 応急仮設住宅

### 第1節 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は、都が設置し、村はこれに協力する。災害救助法の適用に至らない災害においても、村は、都に設置を要請することもある。

### 第2節 設営地の選定

仮設住宅設置予定地は、原則として村有地の中から選定するが、被害状況等により、これによりがたいときは、防災関係機関と協議し、別に設営地を定める。

### 第3節 応急仮設住宅の建設

災害救助法適用後又は本部長が要請した場合には、都本部長の決定に基づき、都が実施する。

災害救助法施行細則による都の設置基準は、1戸あたりの基準面積は29.7㎡となっている。

### 第4節 入居者の募集・選定

入居者の募集・選定は次のとおり行うものとする。

#### 1. 資格基準

入居の対象となる者は、災害により住宅が全焼（壊）又は流失したため、現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保できないもので、都の基準を満たす者とする。

#### 2. 入居者の募集・選定

村は、都の依頼に基づき、村の被災者に対し、入居者の募集を行う。村において、被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、その資料を踏まえ、都都市整備局が策定する入居者の選定基準により、村が入居者の選定を行う。

### 第5節 住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。

村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

## 第3章 公設住宅及び民間住宅等の斡旋

村は、村の所有する住宅の空室を、被災者へ一時供与するために提供し、また防災関係機関に対しても、その所有する住宅の空室を、被災者へ一時供与するために、村に貸与するよう要請を行う。なお不足する場合は、村は、被災しなかった民間住宅の空室及び民宿等を借り上げ、被災者へ一時供与するものとする。



# 第26部 障害物除去計画 (建設水道部 環境部 東京都)

## 第1章 住宅関係障害物除去

災害により運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去について、本部長は、村民自ら資力をもってしては除去でき得ないと認めたものについては、村で行うものとする。大規模災害により村で対応できない場合において、除去対象物、発生量等必要事項を調査のうえ、都に報告し、応援を要請する。

## 第2章 道路関係障害物除去

### 1. 除去目標

村及び支庁は、災害による道路障害物は、関係人及び関係機関と調整し、早急にこれを除去し交通の安全を図る。なお、村と支庁で協議の上、重点的除去対象を定めて行うものとする。

### 2. 実施方法

災害による障害物の除去については、早急に実施し機械力及び労務者に不足を生じたときは、小笠原村建設協力会に依頼する。

なお、これら除去障害物の処理場は村で設定する。

# 第27部 清掃計画 (環境部 建設水道部)

## 第1章 塵芥処理計画

### 1. 処理計画

災害により排出したごみを迅速に処理し被災地の環境衛生の保全に努めるものとする。

### 2. 処理方法

村は、清掃委託業者の協力を得て、作業班を編成し、被災地域のごみ収集にあたる。収集したごみは、できるかぎり分別作業のうえ現存施設において焼却等処理をするが、処理能力を超える量・質のごみ等は指定した場所に分別保管後適正処理する。

### 3. 処理資材

	車種	積載量	数	配置場所	連絡先
父島	塵芥収集車	2 t	3	父島クリーンセンター	2-2894
	資源収集車	2 t	2	村役場	2-2270
母島	塵芥収集車	2 t	1	母島リレーセンター	

## 第2章 し尿処理計画

### 1. 処理計画

し尿処理施設が被災し、使用不能となった場合でも、環境保全のため、全力で復旧に努め、2の方法により処理するものとする。

(平成28年3月31日)

	計画1日最大汚水量	計画1日平均汚水量	管渠径及び管渠敷設延長
父島	1,400 m <sup>3</sup>	1,100 m <sup>3</sup>	φ200~500mm 7,643.6m
母島	500 m <sup>3</sup>	420 m <sup>3</sup>	φ100~250mm 3,294.0m

### 2. 処理方法

(1) 災害のため、し尿処理施設等が使用不能となった場合は、避難所を中心に村内各所にマンホールトイレを設置し、管渠内で貯留する。

### 3. 処理資材

	車種	積載量	数量	所在地	電話
父島	バキューム車	1.8 t	1	父島地域し尿処理場	2-2256
母島	バキューム車	1.8 t	1	母島地域し尿処理場	3-2118

# 第28部 遺体の捜索、処理及び埋葬計画 (村民部 警察署)

## 第1章 死者及び行方不明者の捜索

村は、警察署、その他関係機関と連絡し、死者及び行方不明者の捜索を実施する。死者及び行方不明者を発見した場合は直ちに警察署、海上保安署及びその他関係機関に連絡する。身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の発見に努める。

## 第2章 遺体の検案及び輸送

収容した遺体の検視については警察署及び海上保安署に、遺体の検案については医師等に急報し、その処理を依頼する。

## 第3章 遺体収容所の設営

遺体収容所は、指定した場所に開設する。ただし、適当な既存建物が無い場合はテント幕を張るなどの設備をし、収容する。

### 1. 遺体の収容

- (1) 村は、遺体収容所において埋火葬許可書を発行する。
- (2) 遺体の身元を確認のうえ、遺体処理票及び遺品処理票を作成し、納棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。
- (3) 遺体処理票によって整理のうえ、関係者に引き渡す。

## 第4章 遺体の埋火葬

### 1. 遺体の埋火葬

- (1) 火葬に付する場合は、災害遺体送付票を作成し、火葬場に送付する。
- (2) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し、保管所に送付する。
- (3) 遺家族及び関係者から遺骨の引き取りを希望するものがあるときは、焼骨処理票によって整理のうえ交付する。

### 2. 仮埋葬措置

- (1) 死者多数のため火葬場で処理し得ない場合は、遺体収容所、その他適当な場所に仮埋葬する。
- (2) 仮埋葬遺体は適当な時期に発掘して火葬に付し、あるいは正規の墓地に改葬する。
- (3) 仮埋葬遺体は、個別埋葬を原則とするが、不能の場合は合葬する。

### 3. 身元不明遺体の取扱

- (1) 火葬又は仮埋葬し、遺骨は遺留品とともに村の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明遺骨又は不明遺体として村の定める場所に保管す

- る。
- (2) 警察署及び海上保安署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。

# 第29部 警備計画 (小笠原警察署)

## 第1章 警備方針

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動を推進し、災害の発生が予想される場合には、適確な情勢判断に基づき、早期警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示若しくは警告及び誘導並びに防災活動の協力を行う。

また、災害が発生した場合には全力を尽くして人命の救出、救護を行うほか、人心の安定を図るため現場広報を活発に行うとともに交通規制、街頭活動の強化の応急対策を実施し住民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたるものとする。

## 第2章 警備態勢

小笠原警察署長は、災害の発生の恐れのある場合、又は災害が発生した場合には、警備本部を設置し、警備隊を編成するものとする。

## 第3章 警備活動要領

警備部隊は、災害の内容に応じて、被害実態の把握、被災者の救出及び避難・誘導並びに交通規制等の必要な警備活動を行うものとする。

# 第30部 応急教育計画 (教育部)

## 第1章 計画方針

小笠原村における災害発生の場合、小笠原村立小、中学校児童生徒の教育を中断することなく教育目的を達し、小、中学校の災害予防、応急対策及び復旧を通じ教育効果の達成を図るものとする。

## 第2章 応急教育

### 1. 事前準備

学校長は、学校立地条件等を考慮し、常に災害の応急計画を樹立するとともに指導の方法等につき明確な計画を立てておくものとする。

学校職員は、常に気象状況等に注意し災害の発生の恐れがある場合は、学校長と協力し応急教育態勢に備えて次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校行事、会議、出張等中止すること。
- (2) 児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討。
- (3) 村教育委員会、警察署及び保護者への連絡網の確認。
- (4) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知させておくこと。

### 2. 災害時の態勢

災害時においては、学校長は状況に応じて適切な避難の指示をするとともに災害の規模、児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに村教育委員会に連絡し、その災害対策に協力するとともに校舎管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立するものとする。

なお、学校長は準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成等災害状況に合致するような措置を講ずるものとする。

この場合において、学校長はその旨教育部長に報告するとともに児童生徒及び保護者に周知徹底させる。

### 3. 災害復旧時の態勢

学校長は、職員の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てること。

- (1) 児童生徒の被害状況
- (2) 職員の被害状況
- (3) 教材教具の被害状況
- (4) 保健指導
- (5) 生活指導
- (6) 児童生徒の訪問指導

(7) 疎開児童生徒の訪問指導

この結果については、教育部に報告すること。

被害地区については、被災学校ごとに教育部において小学校、中学校に分けて分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不能となった場合は、教育部と連絡をとり他の公共施設確保を図り早期授業の再開を期し、災害復旧の推移を把握し出来るだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については保護者に連絡する。

### 第3章 学用品の調達及び支給方法

1. 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を損失又は棄損し就学上支障がある児童生徒に対し、被害の実状に応じ、東京都地域防災計画により支給する。

2. 給与の方法

学用品の支給の迅速化を図るため、本部長は都知事の職権の委任を受け、教育部長及び学校長の協力を受け調達から配分までの業務を行う。

# 第3 1部 母島防災計画

災害時には、父島との通信が途絶する事態も予想される。そこでこの計画には、通信途絶時等母島が孤立し、独自の判断を下さざるを得ない場合の対応を含め、母島支所部の業務を定めるものとする。

## 第1章 通信可能時の父島・母島間の通信連絡

通常の通信連絡系統は、第8部通信連絡計画に準じて行うが、小笠原支庁、小笠原警察署等母島に出先機関をもつ防災機関については各機関において連絡する。その他母島独自の防災協力機関及び村関係機関に対する連絡は母島支所部が行う。一般電話回線が不通になった場合、母島支所部は、村防災行政無線を使用して父島との連絡を確保し、伝令等適切な方法で母島内関係機関等に連絡する。

## 第2章 通信途絶時等の対応

災害により父島との通信が途絶し、本部との連絡が不能となった場合、又は本部長が必要と認めた場合は、母島支所部を母島地方隊とし、母島支所部長を母島地方隊長として、母島地方隊長に母島における母島管内における本部長の権限のすべてを委任するものとする。この場合、母島地方隊長は、管内関係防災機関等の協力を得て、母島管内の災害に対処するものとする。

そのために、平時から管内関係防災機関等と連絡を密にし、通信途絶時等に対応できるよう計画を定めておくものとする。

## 第3章 その他の母島防災計画

母島支所管内の村の防災業務は、母島支所部で対応し各業務担当部及び島内の関係機関と平素から連絡を密にし、村防災計画に基づき「母島防災計画」を定め、応急対策業務に対処するものとする。

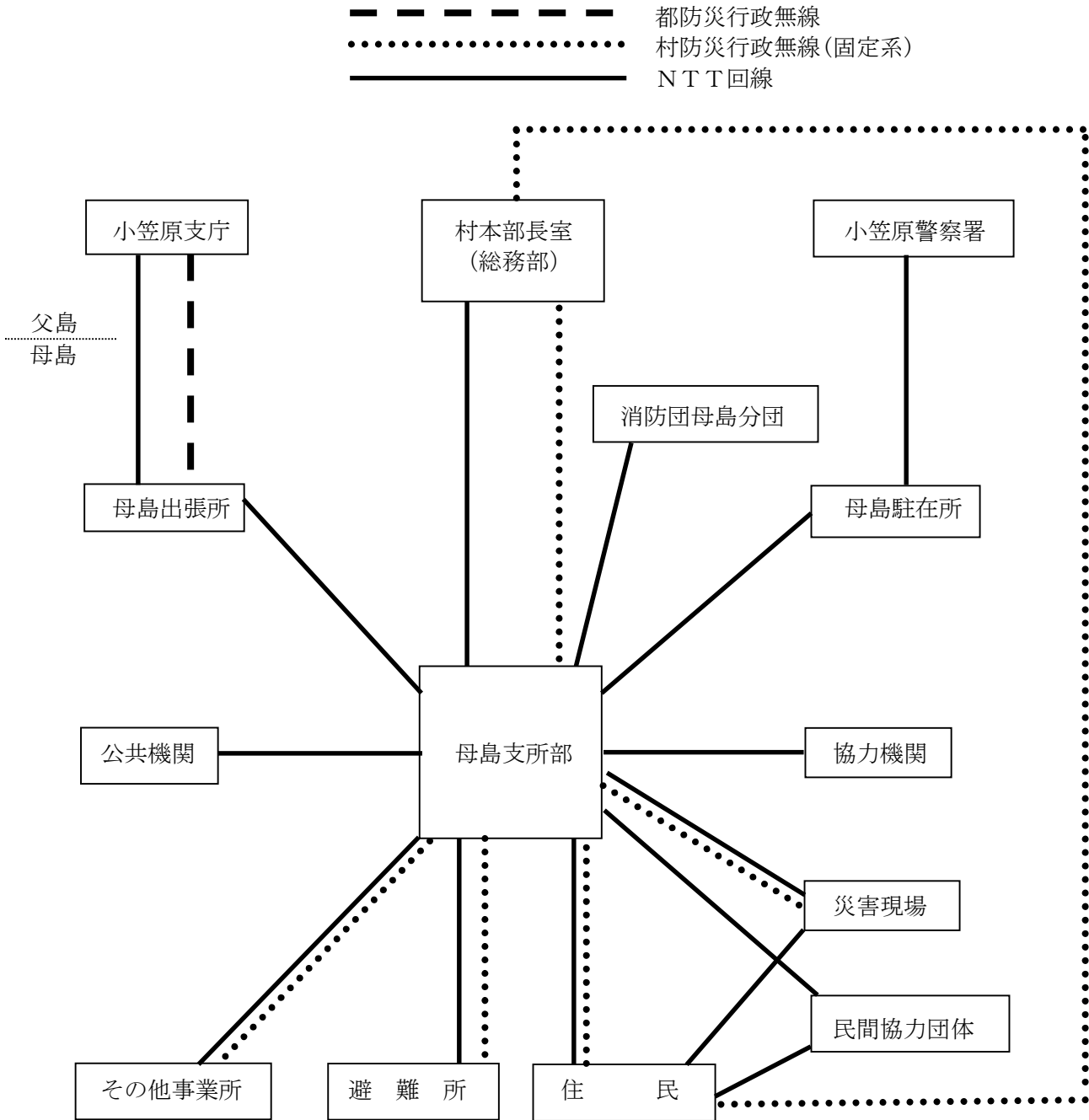
村は、災害により母島において食料及び生活必需品等が不足した場合に備え、状況により、雇い上げ船舶による、あるいは都に要請して自衛隊等による緊急輸送が可能となるよう態勢を整えておくものとする。

## 第4章 母島の気象観測用機材整備計画

現在、母島には、気象・地象・水象等を観測する機関がなく、観測用機材も十分ではない。そこで村では、風水害対策用として、風速計及び風向計等、また、津波・高潮対策用として、潮位計等を設置可能なものから順次整備していくものとする。

併せて、国及び都に対し、観測機関の設置等を要望していくものとする。

母島通信連絡系統図



## 第3 2部 硫黄島における応急災害対策

硫黄島には、一般住民は居住していないが、村が事業主体になって村民が在島する硫黄島訪島事業、硫黄島旧島民平和祈念墓地公園（以下「祈念公園」という。）維持管理作業が行われている。これらの事業では、村職員が必ず同行することになっているが、状況によっては村役場との通信連絡が難しいことから、同行職員が的確に避難誘導等を行う必要がある。

### 第1章 通信連絡態勢

災害が発生した場合は、小笠原村硫黄島平和祈念会館（以下「祈念会館」という。）に備えられている衛星電話及びファックスにより、村役場に連絡する。島内での活動の際は、移動系無線や携帯電話により通信手段を確保する。

また、村民が硫黄島在島中に、津波に関する情報が発表された場合は、村役場から祈念会館へ連絡する。

### 第2章 想定される災害

硫黄島においては、他の島と共通する津波等の災害以外に火山噴火、自衛隊等の基地の運用に起因する事故が想定される。特に、硫黄島は火山活動が継続しており、島内には多くの噴気地帯・噴気孔があり、過去には各所で小規模な噴火が発生していることから、火山活動への配慮が必要である。

### 第3章 避難場所

災害の種類、発災場所（噴火場所など）等により、祈念会館、祈念公園、自衛隊基地のいずれかに同行職員の判断のもと避難する。

なお、東京都防災会議が平成25年5月14日に公表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、上記施設はすべて津波の浸水想定区域の外に位置する。

### 第4章 避難後の対応

避難後、速やかにあらゆる手段を活用して村役場との連絡に努めるとともに、海上自衛隊硫黄島基地に協力要請を行う。

### 第5章 避難場所の整備

特に祈念公園を避難場所にする場合に備え、炊き出しが可能な施設や食糧備蓄に努めることとする。

# 第33部 その他応急対策計画

## 第1章 り災証明書の発行

### 1. り災証明発行要領

災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者の申請により総務部が発行する。交付申請書及び証明書の書式は別紙1及び別紙2とする。

### 2. り災証明の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家（現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）について、被害の程度を証明する。

### 3. 被害認定基準

被害の程度は、内閣府作成の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従い、災害種別に応じて、外観・傾斜・浸水及び住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（損害割合）に基づき判定する。なお、同指針における「半壊に至らない」区分については、「一部損壊（準半壊）」、「一部損壊(10%未満)」及び「無被害」という証明内容にて取り扱う。

### 4. 手数料

り災証明書の交付手数料は、免除する。

## 第2章 被災証明書の発行

### 1. 被災証明書発行要領

り災証明書の対象とならない人的被害、不動産及び動産への被害について、被災者の申請により総務部が発行する。交付申請書及び証明書の書式は別紙3及び別紙4とする。

### 2. 被害認定基準

被害の程度について、申請者からの申請に基づき、被害の程度を調査し判定する。

### 3. 手数料

被災証明書の交付手数料は、免除する。

## 第3章 南関東地方が大災害に襲われた場合の応急対策

南関東地方が震災等の大規模災害に襲われた場合、小笠原に対するあらゆる物資の供給が、一時にせよ、停止することが懸念される。

このような場合に対して、村では、次のような対策を考えている。

### 1. 村で食料及び生活物資等を備蓄すること。

2. 村内の食品販売業者、生活必需品販売業者、医薬品・治療材料販売業者及び燃料販売業者等に対して、ランニングストックを増加させることによって、物資の備蓄量を増やすよう要望していくこと。
3. 発災時に、小笠原村東京連絡事務所及び東京出張中の職員等により、物資の調達及び小笠原までの輸送手段の手配をすること。
4. 上記3を実施する場合において、小笠原海運(株)及び(株)共勝丸に対して協力を要請すること。
5. 災害に襲われる前、なるべく早い時期に上記1～4を達成できるよう都の協力等を得られるよう要望していくこと。

別紙 1 　　　　　　り災証明書交付申請書

小笠原村長 殿

※太枠内を記入してください。

年 月 日

申請者	住所		
	現在の連絡先		
	フリガナ 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族	
	電話 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
罹災者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月	日生
り災世帯の 構成員 (証明を必要とする者)	氏 名	続 柄	生 年 月 日
		世帯主	
り災場所等	り災場所 (アパート等の名称、室番号も記入してください。)		
	島字	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家	り災年月日 年 月 日
必要数	通	り災原因	整理番号

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

<b>委 任 状</b>		
		年 月 日
小笠原村長 様		
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。		
委任者	住 所	
	氏 名	印

本人 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード	課長	係長	受付
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証			
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 納税通知書			
	<input type="checkbox"/> 職員による確認	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

## 別紙2

### り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
り災世帯の構成員 (証明を必要とする者)	氏 名	続 柄	生 年 月 日

り災原因	の	による
------	---	-----

被災住家※の 所在地	東京都小笠原村
住家※の被害の 程度	
備考(被害の状況)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(肥大者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

小笠原災証第 号

年 月 日

小笠原村長

印

# 被災証明書交付申請書

別紙 3

年 月 日

小笠原村長 殿

記載欄	被災者の住所		小笠原村 島字				
	氏名				年 月 日生		
	電話番号		04998-				
	被災の日時		年 月 日		午前 時 分ごろ		
					午後		
	被災の場所		小笠原村 島字				
	被災の物件 (該当するものに○印をつける)						
			建物 ・ 林野 ・ 車両 ・ 船舶 ・ 航空機 ・ その他				
			上記の収容物				
	詳細						
	申請者 (本人・代理人)						
	住所		小笠原村 島字				
氏名							
世帯員氏名		続柄		年齢		備考	
必要枚数		枚					
				課長		係長	
						受付	

別紙4

## 被災証明書

被災者住所		東京都小笠原村			
被災者氏名					
被災状況	災害原因				
	被災年月日				
	被災場所	東京都小笠原村			
	被災程度	建物	(1)全壊(焼)	(4)一部損壊	
			(2)半壊(焼)	(5)一部浸水	
			(3)流失	(6)	
		林野	(1)全損	(2)	
		車両	(1)全損	(2)一部損壊	
		船舶	(1)全損	(2)	
		航空機	(1)全損	(2)	
人員		(1)死亡			名
	(2)行方不明			名	
	(3)負傷			名	
その他	(1)全損	(2)一部損壊			
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考	

上記のとおり被災したことを証明します。

小笠原災証第 号

年 月 日

小笠原村長

印

# 第34部 災害復旧計画

## 第1章 民生安定のための緊急計画

災害時には、数多くの方が被害を受け、家財や住居等を喪失するなど、混乱した事態の発生が考えられる。

そこで人心の安定と社会秩序の維持をはかるため、防災関係機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

### 第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた村民が、その痛手から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付等、村民の自立復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

#### 1. 生活相談

村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

#### 2. 災害弔慰金等の支給

村は、災害により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、又災害により精神的又は身体に著しい障害を受けたものに対して災害障害見舞金を支給する。

#### 3. 災害援護資金等の貸付

村は、災害救助法が適用された災害により家財等に被害があった村民に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。また、村は、被害の規模により、被災者に特別の融資を行う。

#### 4. 税の徴収猶予及び減免等

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を、関係法令に基づいて行うものとする。

### 第2節 中小企業緊急資金融資計画

村は、災害により被害を受けた中小企業等が、日本政策金融公庫及び商工中央金庫の政府系金融機関の災害特別融資等及び東京都中小企業制度融資の災害復旧資金融資等が受けられるよう国及び都に要請するものとする。

### 第3節 農漁業資金融資計画

災害時の被災農漁業者に対する融資対策は次によるものとする。

#### 1. 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。また、農地等の災害復旧資金として、農業基盤整備資金、自作農維持資金等の活用及び被災施設の復旧資金として、農林漁業施設資金等の積極的導入を図り、災害復旧が容易に推進するよう講ずる。

## 2. 水産業関係

被害漁業者の施設（漁船、漁具）、漁獲物、漁業用資材並びに漁業協同組合の管理する施設または在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金等の導入を図るよう指導する。

## 第2章 激甚災害指定計画

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

激甚法の指定は、都道府県知事の報告に基づき、内閣総理大臣が行う。この報告は、都関係各局及び市区町村の報告をもとに作成するものである。以下、都に対する報告手続等を記す。

### 1. 激甚災害に関する調査報告

村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を知事に報告する。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することになっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

### 2. 特別財政援助額の交付手続等

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都関係各局に提出するものとする。

## 第3章 公共施設災害復旧計画

公共施設災害復旧計画は、災害発生後各施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画として、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画するものとする。

なお、本計画は、概ね、次の事業について計画するものとする。

### 1. 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 道路公共土木施設災害復旧事業計画

2. 農林水産施設災害復旧事業計画
3. 簡易水道施設災害復旧事業計画
4. 地域し尿処理施設災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 医療施設災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

# 第35部 津波防災対策推進計画 〔南海トラフ地震等防災対策推進計画〕

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

平成26年3月31日付内閣府告示第21号により、小笠原村が、想定される南海トラフ地震で「大津波（3m以上）となる地域または、満潮時に地上での浸水深が2m以上となる地域で、かつこれらの津波の高さよりも高い海岸堤防がない地域」に該当するとして、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「特別措置法」という。）第3条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された。

この計画は、南海トラフにおける大規模地震が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合に執るべき応急災害対策活動を中心に、防災訓練の実施などの予防対策、避難態勢の整備、島外からの救援・救護対策など、外海孤立離島という小笠原の特質に即した応急対策を定め、東京都、小笠原村及び各防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震の発生に伴う災害の発生に対する応急災害対策の推進を図ることを目的に策定する。また、平成22年12月22日、小笠原近海で地震が発生し、地震発生から24分という短時間で第1波が到達した。本村においては、地震発生から短時間で津波が来襲する近地地震による津波も懸念されるため、遠地地震・近地地震に対応した応急災害対策の推進を図るものとする。

1. この計画は、南海トラフ地震等の遠地地震及び小笠原近地での地震（以下「南海トラフ等地震」という。）の発生に伴う津波被害の発生を防止し、又は軽減するため、小笠原村及び防災関係機関のとるべき応急・復興対策の基本的事項を定める。
2. この計画は、特別措置法第5条の規定に基づく推進計画とする。
3. 小笠原村及び防災関係機関等は、この計画に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、応急対策を実施するものとする。

### 第2節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、村の計画区域にかかる南海トラフ等地震の発生に伴う津波災害に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

### 第3節 防災関係機関との連携協力

この計画は、南海トラフ等地震の発生に伴う津波災害に対処するため、過去の災害の経験を教訓としながら、国、都、村、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施するものとする。

## 第2章 津波の被害想定等

### 第1節 基本的な考え方

本計画の策定にあたって、東京都防災会議が、平成25年5月に報告した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」により各被害の想定結果を踏まえるものとする。

本想定は、南海トラフ巨大地震による津波を基本とするが、チリ沖等海外で発生する巨大地震による津波や、近地地震による短時間で来襲する津波も考慮し、地震対策を推進するものとする。

### 第2節 津波被害の想定結果

#### 1. 南海トラフ巨大地震（断層：南海トラフ 14万km<sup>2</sup> M9.1）の被害想定

平成25年5月に東京都が発表した津波の浸水予測（四国沖～九州沖に大すべり域+超大すべり設定）

#### ア 津波高と到達時間地点

	最大津波高 (m)	1 m津波高の到達時間 (分)	最大津波到達時間 (分)
二見港・二見漁港	9.8 m	84.9分	88.3分
扇浦周辺 (扇浦周辺地区)	8.4 m	86.1分	88.3分
二見港周辺 (大村・奥村周辺地区)	9.8 m	84.3分	89.4分
小港周辺 (小港周辺地区)	12.2 m	85.8分	88.5分
沖港 (沖村・静沢地区)	10.4 m	86.3分	87.7分
母島東港	11.2 m	90.7分	100.8分
母島北港	8.8 m	86.5分	105.5分

## イ 人的被害想定結果

		冬昼間		冬深夜	
		父島	母島	父島	母島
人的被害 (早期避難率低)	死者	80人	20人	127人	34人
	負傷者	6人	0人	3人	1人
人的被害 (早期避難率高+呼び掛け)	死者	0人	0人	0人	0人
	負傷者	0人	0人	0人	0人

※早期避難率低：早期に避難開始する人の割合が2割の場合

※早期避難率高：早期に避難開始する人の割合が7割の場合

※呼び掛け：的確な津波情報・避難情報の伝達や呼びかけ等により切迫避難又は避難しない人がいなくなる場合。

## ウ 建物被害想定

		冬昼間		冬深夜	
		父島	母島	父島	母島
建物被害	全壊棟数	211棟	37棟	211棟	37棟
	半壊棟数	53棟	15棟	53棟	15棟

### 2. 想定する津波発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要がある。今回想定した南海トラフ巨大地震・津波は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いものであるが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した。

今回、南海トラフ巨大地震による津波を想定し、人命の保護、財産の保護等被害の抑止策を講じていく。

また、本土近海や海外で発生する巨大地震による津波と本村近海で発生する地震による短時間で来襲する津波に対しても総合的な対策を進めていく。

## 第3章 防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱

小笠原村の計画区域における関係防災機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

### 1. 小笠原村

第2部「小笠原村」に定めるところによるほか以下のとおり。

- (1) 南海トラフ等地震に対する災害対策の連絡調整に関すること。
- (2) 南海トラフ等地震に係る災害の予防、応急対策及び災害復旧に関すること。

## 2. 東京都

第2部「東京都」に定めるところによるほか以下のとおり。

- (1) 南海トラフ等地震に対する災害対策の総合調整に関すること。
- (2) 南海トラフ等地震による被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。

## 3. 指定行政機関

第2部「指定行政機関」に定めるところによる。

## 4. 指定地方行政機関

第2部「指定地方行政機関」に定めるところによる。

## 5. 指定地方公共機関

第2部「指定公共機関」に定めるところによる。

## 6. 協力機関

第2部「協力機関」に定めるところによる。

## 7. 自助による村民の防災力向上

村民は、「自らの生命は自ら守る」ために、迅速に避難が進むよう、必要な防災対策を推進する。

特に、物資等が途絶することが想定されるため、各自、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。

また、近地地震により短時間で、津波が到達することを踏まえて、以下の取り組みに努める。

- ・避難方法、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- ・医薬品、生活用品など非常時持出用品の準備しておく。
- ・家族内で、津波警報発表時や地震発生時の役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ話し合っておく。

## 8. 地域による共助の推進

消防団や自治会活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。特に、迅速な避難が困難な避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時における地域の支援体制を整備する。

- ・避難の際の連絡体制の強化
- ・避難行動要支援者名簿の作成

# 第4章 災害予防対策

本章では、小笠原村における整備事業の推進及び津波災害発生時の対策を適切に行うための災害予防対策について定める。

## 第1節 緊急整備事業

南海トラフ等地震による津波等の災害から、村民の生命及び財産を守るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、小笠原村及び関係機関は、これらの防災関係施設の整備につき、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災対策緊急事業五箇年計画へ反映させ、関連事業との整合を図りつつ早急にその整備を図るものとする。

## 1. 整備事業の内容

小笠原村は、特別措置法第5条第1項第1号及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成25年政令第360号。以下「特別措置法施行令」という。）第1条の規定に基づく避難路、消防用施設、緊急輸送港湾施設、緊急輸送漁港施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

### (1) 交通ネットワーク維持のため整備

道路や港湾といった交通関連施設は、村の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。人命救助や消火活動、資材・物資の輸送等を円滑に行えるようまた、孤立集落の解消のため、浸水による被害を受けない道路の整備を行い、防災力の向上を図る。

### (2) 避難所の整備

避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる公共施設の整備を図る。また、想定される避難者数が公共施設の収容数を上回る場合は、民間事業者、民間賃貸住宅棟の多様な避難場所の確保に努める。

### (3) 消防用施設の整備

地震の発生時に予想される災害から、生命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

### (4) 通信施設の整備

地震発生時には、電話の輻輳、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び住民に対する災害情報の伝達を円滑にするため必要な防災無線システムの充実に努める。

### (5) 防災拠点への太陽光発電設備の整備

防災拠点において、電力の確保を図るため、蓄電池併用の防災用太陽光発電設備の設置を行う。

### (6) 避難路の整備

避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難路の整備を図る。

### (7) 緊急輸送港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資器材等の輸送の機能を確保するため、港湾の整備を促進し、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。

### (8) 緊急輸送漁港施設の整備

緊急物資・復旧用資器材等の輸送の機能を確保するため、漁港の整備を図り、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。

### (9) 備蓄倉庫の整備

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要となる非常用食料、救助用資器材等の物資の備蓄施設の整備を図る。

## 2. 年次計画

小笠原村は、特別措置法施行令第1条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定め、その整備推進に努める。

## 第2節 地震・津波対策の推進

### 1. 地震・津波対策の推進

東京都が平成25年5月に発表した最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、避難場所・避難施設・避難路について整備・指定等を着実にを行い、できるだけ短時間で避難が可能となるよう推進する。

### 2. 避難対策

#### (1) 津波避難計画の策定等

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定を踏まえた、津波浸水想定に基づき、避難対象地域、避難場所、避難経路等を記載した、津波避難計画を策定し、都が実施する津波浸水想定に基づき、ハザードマップを作成し津波対策の充実を図る。

#### (2) 津波警報・注意報等の伝達態勢の充実・強化

津波警報・注意報等の情報に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話等多重、多様な手段を活用し津波到達までに適切で正確な情報伝達を図る。

## 第3節 広報及び教育

南海トラフ等地震の発生に伴う津波に適切に対応するためには、村民が地震及び津波に対する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

小笠原村は、村民が南海トラフ等地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震・津波に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

### 1. 防災広報

地震・津波災害に対応するため、平常時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、津波防災意識の啓発、教育及び観光客の安全確保など、村民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるための広報活動を行う。

#### (1) 基本的流れ

広報の基本的流れとして、小笠原村では、①平常時、②津波予報が発せられた時、③発災時、④津波予報が解除された時とし、津波防災意識の啓発及び教育とともに民心の安心のための広報活動を中心に行う。

#### (2) 実施事項

ア. 南海トラフ等地震についての教育、啓発及び指導

イ. 南海トラフ等地震に関する津波予報についての広報

ウ. 津波予報発表時から発災時における避難誘導や防災措置・各種規制の内容の広報

エ. 津波発生に関する被害程度、津波の高さ、津波の到達時間の広報

オ. 津波に対する心得の広報

カ. 津波発生時の注意事項、繰返し来襲する津波に関する注意事項の広報

キ. 民心の安心のため津波予報が発せられた際の防災機関が行う措置の広報

ク. 気象庁が津波予報の解除に係る情報を発表し、又は避難態勢の解除を発表した際の広報

主な例を示すと次のとおりである。

- (ア) 道路交通の混乱防止のための広報
  - a 津波予報が発せられた時の交通規制の内容
  - b 自動車利用の自粛の呼びかけ
  - c その他防災上必要な事項
- (イ) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
  - a 津波予報が発せられた時の電話利用の自粛
  - b 回線の輻輳と規制の内容
- (ウ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
  - a 生活関連物資取扱店の営業
  - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- (エ) 預金引き出しなどによる混乱防止のための広報
  - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。
- (オ) その他の広報
  - 電気、ガス等の使用上の注意

### (3) 広報手段

①防災行政無線による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

### (4) 広報の方法

#### ア. 印刷物による広報

「村民だより」をはじめ、各防災関係機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

#### イ. ビデオ、イベントや講演会等による広報

「南海トラフ等地震対策」に関するビデオやスライド等を作成するほか、防災展等のイベントや講演会を通じ、防災知識の普及を図る。

#### ウ. インターネット等による広報

ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

## 2. 教育指導

### (1) 児童生徒等に対する教育

小笠原村及び村内学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

#### ア. 教育指導事項

- (ア) 津波に関する基本的事項
- (イ) 教職員の分担業務
- (ウ) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全措置
- (エ) 学校（円）に残留する児童生徒などの保護法方
- (オ) その他の防災措置

#### イ. 教育指導方法

- (ア) 児童・生徒に対しては、南海トラフ等地震対策に関する防災教育を行う。
- (イ) 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- (ウ) 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

### (2) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会に対し、津波予報が発せられた場合又は津波が発生した場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項についての教育指導を依頼する。

#### ア. 教育指導事項

- (ア) 南海トラフ等地震での津波の基本的事項
  - (イ) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
  - (ウ) 自動車運転者のとるべき措置
  - (エ) その他の防災措置等
- イ. 教育指導の方法
- (ア) 運転免許更新時の講習
  - (イ) 安全運転管理者講習
  - (ウ) 自動車教習所における教育、指導

## 第4節 津波監視態勢の整備

津波に関する警報が発表された場合や強い地震の揺れを感じた場合に、安全な高台から海面を監視することにより、津波の状況や被害の様相を把握するとともに、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

1. 津波監視担当者  
海面監視を担当する津波監視担当者については、総務部より行うものとする。
2. 津波監視情報の伝達情報  
海面監視により、津波の来襲、津波の高さなどを確認した場合は、速やかに災害対策本部等に情報を伝達し、津波避難・救助活動等の指示等に生かすものとする。

## 第5節 防災備蓄態勢の構築

備蓄態勢の構築については、自助・共助・公助の考え方により実施することとする。

1. 行政備蓄  
外海孤立離島という特質から、発災から救援物資の輸送が行われるまで、時間を有することが考えられる。このため、発災後1週間分の備蓄品の確保に努める。
2. 家庭内備蓄  
発災後の流通機能の停止が想定されることから、1週間分の家庭内備蓄を促進する。
3. 流通在庫備蓄  
村内の食料品店などの事業所等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資（食料や生活必需品）を円滑に調達できるように、備蓄倉庫を含めた調達態勢を確保する。

## 第6節 事業所に対する指導等

1. 対策計画の作成  
津波による災害を防止するため、小笠原村内にある施設等の管理者又は運営者は、下記により対策計画を作成する。
  - (1) 対策計画の作成義務者  
対策計画の作成を法律上義務づけられているもの（以下「対策計画作成義務者」という。）は、南海トラフ地震防災対策基本計画（以下「基本計画」という。）に指定する対策計画を策定する地域で特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号に

掲げる、旅館、スーパーマーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物の製造所・貯蔵所・取扱所、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

なお、小笠原村内で作成義務を生じない事業所においても、自主的に計画を作成することが望まれる。

(2) 作成期限

対策計画作成義務者は、推進地域の指定から6か月以内に、また事業を開始する等により計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち計画を作成することとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により計画を変更する必要があるときは、計画を変更しなければならない。

(3) 対策計画に記載すべき事項

ア. 各施設等が実施すべき事項に関する計画

(ア) 地震防災応急対策を実施する組織の確立

津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の迅速・的確に防災措置を行うための組織の編成及び活動態勢の確立

(イ) 情報の収集伝達等

テレビ・ラジオ等による情報の把握、顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客、従業員等に対する安全の確保

(ウ) 避難誘導

津波危険予想区域、避難場所等の周知及び避難誘導方法

(エ) 出火防止及び初期消火

火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火態勢の確保

(オ) 応急救護

避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

イ. 防災訓練に関する計画

津波による災害が発生した時の地震防災応急対策の実施等を想定した訓練計画

ウ. 教育及び広報に関する計画

計画作成後の、従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

(4) 対策計画の届出先等

対策計画の提出先は、次表により行うものとする。

施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規定	届出先
1	不特定多数(30人又は50人以上)が出入する防火対象物集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所、(工場、作業所等を除く)、文化財等	消防法第8条第1項に規定する消防計画	・ 村長
3	危険物の製造所・貯蔵所・取扱所	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	・ 消防総監

1 1	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項の運航管理規程	・ 関東運輸局長
		[旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同令第7条の2第1項の運航管理規程	
1 2	一般乗合旅客自動車運送事業 (道路運送法、運行管理規程)	旅客自動車運送事業運輸規定第48条の2第1項の運行管理規程	・ 都知事
1 3	学校、専修学校、各種学校	[村長又は消防本部消防長に届出るもの] 消防法第8条の2第1項に規定する消防計画	収容人員 50 人以上 (幼、盲・ろう・養護については収容 30 人以上) ・ 村長
		[都知事に届出るもの] 対策計画	収容人員 50 人未満 (幼、盲・ろう・養護については収容 30 人未満) ・ 都知事
1 4	社会福祉施設等	[社会福祉施設等のうち収容人員 30 人以上のもの] 消防法第8条第1項に規定する消防計画  [社会福祉施設等のうち収容人員 30 人未満のもの] 対策計画	身体障害者更正援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 30 人以上・村長 30 人未満・都知事 上記以外の社会福祉施設等 ・ 都知事
2 1	水道事業、水道用水供給事業、専用水道	対策計画	・ 都知事

注) 施行令第3条の第2、4～10、15～20、22～24号に規定する施設等については、推進地域内での対策計画を策定する必要がある者の範囲に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

## 2. 事業所等に対する指導

対策計画の作成指導については、前記1(4)に掲げる届出先の機関が行う。

また、小笠原村内で対策計画の作成義務を生じない事業所にあっても、発災時の対応措置に対して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう支援する。

## 第7節 防災訓練

南海トラフ等地震に伴う津波による災害が発生した際の防災措置の円滑化を図るため、津波予報等の伝達態勢の確立に重点を置く総合防災訓練及び小笠原村における訓練を実施する。

区分	機関	内容
総合防災訓練等	東京都	<p>南海トラフ等地震発生に伴う津波被害が発生する恐れがある場合又は発災した場合における、東京都・小笠原村及び各防災関係機関がとる防災措置及び津波による発災時の応急対策が、迅速かつ的確に行えるよう住民等の協力を得て、情報伝達及び津波対策に重点をおいた実働訓練及び図上訓練を実施し、小笠原村での訓練の充実を図る。</p> <p>1 参加機関            (1) 東京都各部局 (2) 小笠原村 (3) 指定行政機関            (4) 指定地方行政機関 (5) 各事業所及び施設利用者 (6) 住民</p> <p>2 訓練項目            (1) 非常参集訓練 (2) 災害対策本部運営訓練 (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練</p> <p>3 実施時期            他の防災訓練等との調整を行い実施する。また、津波防災の日も考慮し実施するよう検討する。</p>
小笠原村防災訓練	小笠原村	<p>南海トラフ等地震発生に伴う津波被害が発生する恐れがある場合又は発災した場合において、小笠原村は、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。</p> <p>このため、発災するおそれがある場合又は発災した場合における防災活動を円滑に進めるため、特に住民に対する津波情報伝達訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。</p> <p>そのために必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施することで実践的能力の醸成に努める。</p> <p>1 参加機関            (1) 小笠原村 (2) 住民及び事業者 (3) 各防災機関</p> <p>2 訓練項目            (1) 非常参集訓練 (2) 災害対策本部運営訓練 (3) 情報伝達訓練            (4) 避難訓練 (5) 災害要援護者等避難誘導訓練 (6) 津波警報等情報伝達訓練            (7) 消防訓練</p>

## 第5章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動態勢

津波災害が発生した場合、小笠原村及びその他の公共機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置するなど、防災業務の遂行にあたる必要がある。

本章では、各防災関係機関の応急活動態勢について必要な事項を定める。

#### 1. 小笠原村の活動態勢

小笠原村は、第7部「災害応急対策の活動態勢」の定めるもののほか、津波災害に対応すべき次の態勢を取る。

##### (1) 責務

小笠原村は、津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、第一次の防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び小笠原村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに村内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

## (2) 活動態勢

- ア. 小笠原村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- イ. 災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
- ウ. 小笠原村は、災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- エ. 小笠原村は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。
- オ. 小笠原村に災害救助法が適用されたときは、村長（災害対策本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- カ. 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。また、津波警報等が発令された場合、あるいは強い地震を観測した場合、自主参集できる態勢を整備する。
- キ. 災害が発生し、災害対策本部が設置されるまでは、村長、支庁長、警察署長及び観測所長からなる四者連絡会を開催して災害情報の相互提供等を行う。

## (3) 本部の非常配備態勢

非常配備態勢の種別は次のとおりとする。

### ア. 第1次非常配備態勢

#### (ア) 時期

第1次非常配備態勢は、地震発生による津波の来襲が予想される場合、又はその他の状況により本部長が必要であると認めた場合にその発令をする。

#### (イ) 態勢

第1次非常配備態勢は、津波による災害の発生を防御するための必要な措置の準備を開始し、通信情報活動を主とする態勢とする。

### イ. 第2次非常配備態勢

#### (ア) 時期

第2次非常配備態勢は、津波注意報又は津波警報が発せられた場合、又はその他の状況により本部長が必要であると認めた場合にその発令をする。

#### (イ) 態勢

第2次非常配備態勢は、第1次非常配備態勢を強化するとともに津波来襲に直ちに対処できる態勢とする。

### ウ. 第3次非常配備態勢

#### (ア) 時期

第3次非常配備態勢は、津波注意報又は津波警報が発せられ、津波来襲が切迫し、災害が発生すると予想される場合若しくは発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合にその発令をする。

#### (イ) 態勢

第3次非常配備態勢は、災害に直ちにに対処できる態勢とする。

### エ. 第4次非常配備態勢

#### (ア) 時期

第4次非常配備態勢は、災害が拡大し、第3次非常配備態勢では対処できない場合において、又はその他の状況により本部長が必要であると認めたときにその発令をする。

(イ) 第4次非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

## 2. 防災機関の活動態勢

### (1) 責務

津波による災害が発生した場合、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関は所管が関わる災害応急対策を実施するとともに、都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### (2) 活動態勢

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第2節 津波情報の収集・伝達

津波による災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、津波災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

津波情報の伝達及び津波災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、津波災害時の広報等については、第9部第1章「災害情報の収集及び伝達」に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

### 1. 津波警報等の種類及び内容

津波予報の種類は「大津波警報・津波警報・津波注意報」（以下「津波警報等」という。）で、地震が発生した時は、地震の規模・位置を即座に推定し、これらをもとに地震が発生してから3分を目標に、津波警報等を発表している。

津波警報等とともに発表される予想津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難なため、定性的表現で発表される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さは次のとおりである。

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	定性的表現 での発表	
大津波警報	10 m超 (10 m < 高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難してください。
	10 m (5 m < 高さ ≤ 10 m)		
	5 m (3 m < 高さ ≤ 5 m)		
津波警報	3 m (1 m < 高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難所など安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1 m (0.2 ≤ 高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

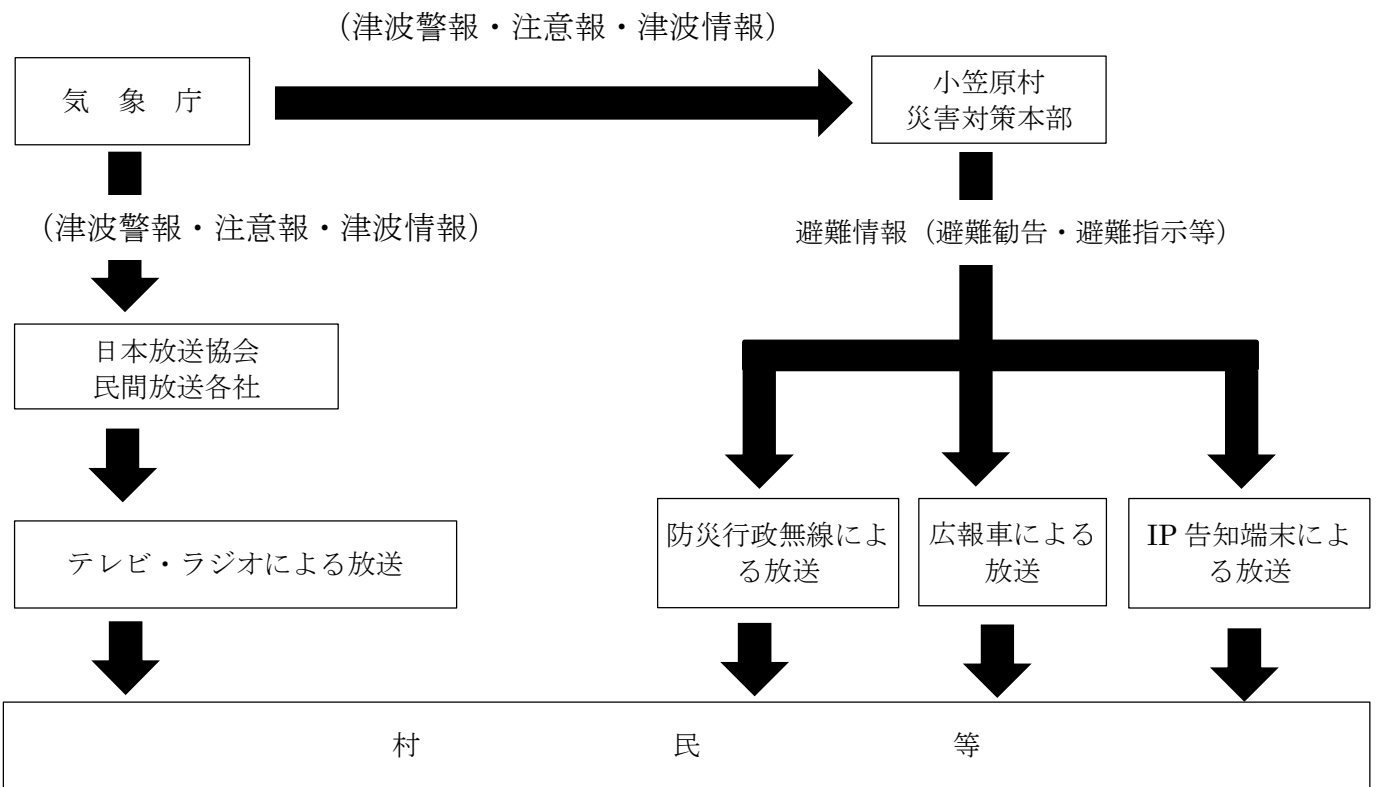
※地震発生初期において、地震の規模や震源の位置が把握できない場合には、津波の高さを正確に予測することが困難であるため、津波の高さを定性的表現で発表する。

## 2. 津波警報等の伝達

津波から住民及び観光客等を守るためには、迅速に伝達することがなによりも肝要なことから、小笠原村は、伝達ルートに関係なく最初の予報に接したときは、直ちに防災行政無線、サイレン等により住民や観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。

「津波注意報」及び「津波警報」の伝達と方法は、次のとおりである。

<津波警報伝達系統図>



※震度 5 弱以上の地震・大津波警報・津波警報・大雨特別警報・その他特別警報が発表された場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による、防災行政無線で外部スピーカーおよび IP 告知端末によりサイレン放送を自動放送する。

3. 各機関の役割

機 関	伝 達 方 法
父島気象観測所	地震・津波等に関する情報を、村役場他関係機関の要請に応じ電話及びFAXにて通報する。
小笠原村	津波予報の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。 各防災機関等に電話及びFAXにて情報伝達する。
小笠原支庁	各関係部署への周知及び漁業無線局により漁船等へ周知し、その安全確保に努める。
小笠原警察署	村と連携し、広報資器材を活用して地区住民等に周知し、その安全確保に努める。
海上保安署	港内外及び沿岸部にいる住民、観光客等、港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客海水浴客等に対し海上から周知し、その安全確保に努める。

第3節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第12部「災害救助法の適用」に定めるところによる。

## 第4節 相互応援協力・派遣要請

地震に伴う津波により被害を受け又は受ける恐れがある場合、防災関係機関及び住民は一致協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

本節では、相互応援協力・派遣要請について必要な事項を定める。

### 1. 相互応援協力

相互協力については、第10部「民間協力計画」及び第11部「防災機関協力計画」に定めるところのほか、次のとおりである。

項目	内容
島しょ町村の相互応援に関する協定	島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に応援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。
小笠原村災害時に関する協定書	地震等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とし、小笠原支庁、小笠原村、小笠原村建設協力会で「災害時における応急対策業務等に関する協定書」を締結している。

### 2. 自衛隊への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請については、第11部第4章「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

## 第5節 消防・危険物対策

津波による火災及び危険物等の漏えい防止など、消防機関及び危険物施設等の管理者の発生時の活動を予め定め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

本節では、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

### 1. 消防機関活動態勢

消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生防止、初期消火についての住民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 地震防災応急対策の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保

### 2. 消防の広域応援

村は、発災後、村における消防機関の応援体制が必要となった場合、第11部第3章「応急措置等の要請要領」に定めるところにより、応援要請をする。

### 3. 村民（事業所）に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
村 民	情報の把握	テレビ、村からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
事業所		発災時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている発災時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

### 4. 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

危険物等の漏えいなどの拡大防止等の危険物施設の管理者等の活動については、第4部第9章「危険物保安計画」に定めるところによる。

## 第6節 避 難

津波災害時には、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

本節では、避難について必要な事項を定める。

#### 1. 避難態勢

##### (1) 津波時における避難対象地域

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、津波浸水ハザードマップ基本図により、津波による浸水が予測されている地域とする。

##### (2) 避難の指示

津波発生時には、迅速な避難の指示等が必要となる。

このため、立入り規制等、避難の指示について必要な事項を定める。

###### ア. 立入り規制等

(ア) 村長は、津波情報等の発表を待たず、浸水予想区域への立入り規制を行う必要があると認めるときは、東京都小笠原支庁長（以下「支庁長」という。）、警察署長等と協議のうえ、立入り規制を行う。

(イ) 村長は、前項の措置をとった場合、直ちに、支庁長を経由のうえ都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、防災関係機関に通知する。

## イ. 避難の指示

機 関	内 容
小笠原村	<p>1 津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、観光客、住民等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、村長は、小笠原警察署長と協議のうえ、観光客及び住民に対して、避難又は立退きの指示を行う。</p> <p>また、必要に応じて、避難又は立退き先を定めて指示を行う。この場合、村長は直ちに小笠原支庁長を経由のうえ、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告する。</p> <p>2 津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>
東京都	<p>知事は、災害の発生により小笠原村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって実施する。</p>
警察署	<p>危険が切迫した場合において、村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合警察官は、直ちに村長に通知する。</p>

### (3) 避難誘導

機 関	内 容
小笠原村	<p>1 津波予報等の情報収集につとめ、地域に応じて、適切な措置をとる。</p> <p>2 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、津波が来襲するおそれがあることから、報道機関による強い地震が発生した旨の情報を入手した場合には、次のとおり措置する。</p> <p>(1) 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビの放送を聴取する必要がある。このため、村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。</p> <p>(2) 村長は、津波予報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等の海浜から退避するよう指示するものとする。</p> <p>(3) 地震発生後、報道機関から津波予報が放送されたとき、あるいは津波情報の伝達があったときは、村長は、直ちに住民等に対して避難指示を発令するものとする。</p> <p>(4) 地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、安全な避難地を定め、住民等に周知徹底を図る。</p> <p>3 避難の指示をした場合、小笠原村は、小笠原警察署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。</p> <p>この場合、村は避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にして、そごをきたさないようにする。</p> <p>4 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。</p> <p>5 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等、具体的情報提供を行う。</p>

学 校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原村から避難指示が出た場合、学校長は、地域の防災機関と連絡をとり、計画に従い避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。</li> <li>2 学校長は、学校が避難所となった場合、災害対策に協力する。</li> </ol>
警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難の指示が出された場合には、小笠原村に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。</li> <li>2 地震発生から津波の来襲まで時間的余裕のない場合、また地域によって津波の来襲まで時間がある場合があるが、避難の指示及び避難誘導は迅速・的確に行う。</li> <li>3 津波避難場所に選定された高等台への自主的避難を行わせる。</li> <li>4 避難誘導にあたっては、防災行政無線（同報系）、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。</li> <li>5 避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。 また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。</li> <li>6 避難の指示に従わないものについては、極力説得して避難するよう指導する。</li> </ol>
海上保安署	<p>港内外及び沿岸部にいる住民、観光客等に避難指示等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の指示を行う。</li> <li>2 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</li> </ol>

## 2. 避難所の開設

避難又は立退きの指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要がある。

### (1) 避難所の開設等

#### ア. 避難所の事前指定

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第18部避難計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知する。</li> <li>2 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき小笠原支庁を經由して都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に報告する。</li> <li>3 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所は、原則として、地域を単位として指定する。</li> <li>(2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、交流センター等）を利用する。ただし、これによらない場所を避難所とすることができる。</li> <li>(3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。</li> </ol> </li> <li>4 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。</li> <li>5 避難所に指定した建物・場所については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図る。</li> <li>6 避難所に指定した建物・場所については、平常時より、村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。</li> </ol>
小笠原支庁	<p>小笠原支庁は、避難所の選定について、村を指導する。なお、島しょ保健所小笠原出張所は、避難住民の防疫対応、避難所の食品衛生及び環境衛生等の監視点検を行い、必要に応じて助言を行う。</p>

イ. 避難所の開設

各機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、小笠原支庁を經由して都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に報告するとともに小笠原警察署、消防団等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。</li> <li>2 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。</li> <li>3 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。</li> </ol>
小笠原支庁	避難所の開設運営について、小笠原村から応援要請があったときは、速やかに協力する。

ウ. 二次避難所の開設

各機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。</li> <li>2 二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。</li> <li>3 指定した二次避難所の所在地等については、様式に基づき小笠原支庁を經由して都福祉保健局（少子社会対策部計画課）に報告する。</li> <li>4 二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、小笠原支庁を經由して都福祉保健局に報告するとともに地元警察署、消防団等関係機関に連絡する。</li> </ol>

(2) 避難所の運営管理

各機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関へ周知する。</li> <li>2 可能な限り地域単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受入れる。</li> <li>3 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。</li> </ol>
学 校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。</li> <li>2 避難所に指定されている学校の校長は、小笠原村職員との役割分担について協議し教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。</li> </ol>

(3) 避難所等の衛生管理

避難所における衛生管理については、第18部第7章「避難所の管理」に定めるところによる。

## 第7節 警備・交通規制

津波災害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

### 1 警備

#### (1) 警備活動

機 関	内 容										
警察署	<p>津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、防災関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動の推進に寄与するとともに、早期に警備態勢を確立して津波情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行い、各関係機関の活動に協力するため、警備活動は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 被災地における災害関係の情報収集</td> <td>6 交通秩序の確保</td> </tr> <tr> <td>2 警戒区域の設定</td> <td>7 犯罪の予防及び取締り</td> </tr> <tr> <td>3 被災者の救出、救護</td> <td>8 行方不明者の調査</td> </tr> <tr> <td>4 避難者の誘導</td> <td>9 遺体の検視（見分）</td> </tr> <tr> <td>5 危険物等の保安</td> <td></td> </tr> </table>	1 被災地における災害関係の情報収集	6 交通秩序の確保	2 警戒区域の設定	7 犯罪の予防及び取締り	3 被災者の救出、救護	8 行方不明者の調査	4 避難者の誘導	9 遺体の検視（見分）	5 危険物等の保安	
1 被災地における災害関係の情報収集	6 交通秩序の確保										
2 警戒区域の設定	7 犯罪の予防及び取締り										
3 被災者の救出、救護	8 行方不明者の調査										
4 避難者の誘導	9 遺体の検視（見分）										
5 危険物等の保安											
海上保安署	<p>津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、防災関係機関と緊密な連携を保持しながら、巡視を強化し、船留り等係船場所の船長に対し、津波情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行う。</p>										

#### (2) その他

機 関	内 容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒区域の設定 災害現場において、村長若しくはその職権を行う村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を村長に通知する。</li> <li>2 村に対する協力 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。</li> <li>(2) 村の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。</li> <li>(3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。</li> </ol> </li> <li>3 装備資器材の調達及び備蓄 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 推進地域内警察署に装備資器材を保有しておく。</li> <li>(2) 災害発生時に不足する装備資器材については、別途警視庁本庁への応援要請及び民間業者からの借り上げにより調達する。</li> </ol> </li> </ol>
海上保安署	<p>装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等の整備。</p>

## 2. 交通規制

### (1) 交通対策（警察署）

#### ア. 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を支庁・村に通報する。

#### イ. 交通規制

警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### (2) 海上交通規制（海上保安署）

#### ア. 規制措置

津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じる恐れのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

##### (ア) 船舶海難の発生

##### (イ) 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊

##### (ウ) 大量の危険物の海上流出

##### (エ) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出

## 第8節 救援・救護

災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。

津波により災害が起った場合、災害を最小限に防御し、人命の安全を図るためには、救援・救護活動を迅速かつ円滑に実施することが肝要である。

### 1. 救助・救急

津波災害発生状況については地震の発生場所と規模により大きく影響される。津波襲来までに時間が少ない場合には、局地的に救助・救急を必要とする事象の発生が予想される。

このため、初動態勢を確立するとともに関係機関との協力態勢を確保し、迅速・的確な対応により救助・救急活動の万全を期する必要がある。

各機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長は、救出、救急業務の実施にあたり、防災関係機関と情報の交換その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。</li> <li>2 村長は、被害その他の状況により、必要があると認めるときは、小笠原支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。</li> <li>3 災害事故現場における救急、救助活動の内容は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 傷病者の救出作業</li> <li>(2) 傷病者に対する応急措置</li> <li>(3) 傷病者の担架搬送並びに輸送</li> <li>(4) 緊急医療品、資器材並びに医療班（医師・看護婦）等の緊急輸送</li> <li>(5) 救護所等より常設医療機関への輸送</li> <li>(6) 重篤傷病者の緊急避難、輸送</li> </ol> </li> <li>4 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。</li> <li>(2) 被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持人工呼吸並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。</li> <li>(3) 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。</li> </ol> </li> <li>5 消防団員は警察官と相互に連絡・協力し、また、住民の協力を得て被災者の救出に努める。</li> <li>6 村長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動にあたる。</li> </ol>
警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救出・救護は、他の活動に優先して行う。</li> <li>2 救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所や医療機関に引継ぐ。</li> <li>3 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。</li> <li>4 関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護の万全を期する。</li> </ol>
東京消防庁	<p>応援協定等に基づき出動した場合、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 島しょ村長の要請に基づく支庁からの通報による救急患者等の搬送</li> <li>2 福祉保健局が収容病院を確保できない場合における収容病院の確保</li> </ol>
海上保安署	<p>海上保安署は、津波災害等により発生した遭難船舶、遭難者、海上への避難者等の捜索、救助及び救出に当たる。</p>
小笠原支庁	<p>救助・救急に関し村から要請があった場合は、防災関係機関に対し依頼する。</p> <p>津波災害等による操業漁船の遭難事故対策については、主として海上保安署の巡視船による海難救助活動によるが、これによりがたい場合は都としては水産センターの漁業調査指導船による協力を通じて対処する。</p>

## 2. 医療救護

津波災害発生状況については地震の発生場所と規模により大きく影響される。津波襲来までに時間が少ない場合には、局地的に医療救護を必要とする事象の発生が予想される。

また、小笠原村において被災者が相当の期間にわたり避難生活をする場合には、被災者へ

の適切な医療が閉ざされることも想定される。

このため、小笠原村及び防災機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することが重要である。

(1) 医療救護班等の編成

村は、災害時において即時に医療救護活動を行えるよう、診療所において医療救護に必要な医療救護班を編成する。

村が医療救護活動を行えない又は応援を必要とするときは、都が編成する医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて都医師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局に医療救護班を、都歯科医師会に歯科医療救護班を、都薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(2) 医療救護活動

小笠原村及び東京都は、医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

ア. 機関別活動内容

機 関	内 容
小笠原村	1 小笠原村は医療救護の必要を認めたときは、医療救護所において医療救護活動を実施する。 2 小笠原村の能力では医療救護活動が十分でないとき認められるときは、小笠原支庁を経由して東京都に応援を要請する。 3 東京都が派遣する医療救護班等は、村長の設置する医療救護所又はその指定する場所で医療救護活動を実施する。
小笠原支庁	小笠原支庁は、村長から医療救護に関する要請があったときは、都本部に連絡する。
東京都	東京都は、小笠原支庁を経由して、村長から応援要請があった場合、又は医療救護班等の応援が必要と認めた場合は、医療救護班等と医療用資器材の応援を行う。

イ. 医療救護班等の活動場所

医療救護班等は、村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。

ウ. 医療救護班等の活動内容

第23部第1章「医療救護活動」に定めるところによる。

オ. 連絡調整

医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、本部長が定める者が行う。

(3) 重症患者等の取扱い

入院治療を必要とする重症患者等が発生した場合、防災関係機関との密接な連携により、患者を島外の医療機関に搬送する。

機関別活動内容

機 関	内 容
小笠原村	村長は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、小笠原支庁を経由して都本部に患者の島外への搬送を要請する。
小笠原支庁	小笠原支庁は、村長から患者の島外への搬送を要請されたときは、搬送手段及び収容施設の確保等について、都本部に要請する。

東京都 福祉保健局 総務局	<p>東京都は、被災地から島外医療機関までの患者の搬送と収容を担当する。都福祉保健局及び都総務局は、小笠原支庁から小笠原村の患者搬送等に関する要請を受けた場合、次のように対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施する。</li> <li>2 必要に応じて添乗医師を確保する。</li> <li>3 収容先医療機関を確保する。</li> </ol>
---------------------	---

(4) 医薬品・医療資器材の備蓄・供給態勢

医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、東京都や小笠原村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。

村長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、小笠原支庁を通じ都本部に補給を要請する。

## 第9節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、食料、生活必需品の確保及び供給に努めるものとする。

### 1. 飲料水の供給

小笠原村は、災害時の応急給水のため給水計画をたて、住民の飲料水の確保に努めるものとする。

本節においては、給水体制及び被災者への給水について、必要な事項を定める。

#### (1) 応急給水活動

##### ア. 給水体制等

飲料水の確保のための機関別対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の給水は、原則として小笠原村が実施する。このため、給水計画を樹立し、飲料水の確保を図る。</li> <li>2 東京都に給水や資器材等の応援を要請する場合は、小笠原支庁を経由する。</li> </ol>
小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原村の要請に応じ、村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都水道局との連絡にあたる。</li> <li>2 被害状況に応じ、資器材の輸送を行う。</li> </ol>

##### イ. 被災者への給水

(ア) 給水は、次のとおり行う。

- a 小笠原村が被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- b 給水拠点は、村役場、支所又は避難所とする。
- c 給水の基準は、生命維持に必要な、最小量の飲料水とする。

(イ) 水の輸送は、給水タンク及びポリタンク等により行う。

(ウ) 小笠原支庁は、小笠原村から給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、水の確保に万全を期する。

#### (2) 検水体制の整備

検水のための機関対応は、次のとおりである。

機 関	内 容

島しょ保健所 小笠原出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都福祉保健局長は、状況に応じて、環境衛生指導班を編成する。</li> <li>2 環境衛生指導班は、島しょ保健所小笠原出張所副所長等の指揮のもとに、飲料水の細菌学的検査を行い、使用の適否を判定するとともに、飲料水の安全確保につき、村長に助言する。</li> </ol>
------------------	---

## 2. 食料の供給

津波による災害のため避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料の配布ができるよう、平素から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達しうる措置を講じておき、食料の確保に努める必要がある。

本節においては、これら食料の供給について必要な事項を定める。

### (1) 食料の備蓄・調達態勢

機関別の食料の備蓄・調達態勢は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原村は、災害時において村が実施する被災者に対する食品の給与のための調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておく。</li> <li>2 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておく。</li> <li>3 村長は、災害救助法の適用後、食品の給与の必要が生じたときは、状況により食品の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、村長が現地調達する。</li> <li>4 東京都に対する要請は、小笠原支庁を経由して行う。</li> </ol>
小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長からの要請により、小笠原支庁に保管してある備蓄食糧（アルファ化米、クラッカー）を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。</li> <li>2 集積地への移送については、小笠原村及び輸送関係機関と密接な連絡をとり対処する。</li> <li>3 小笠原村からの都本部への要請は、小笠原支庁を経由して行う。</li> </ol>
東京都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用後、村長から小笠原支庁を経由して調達の要請があった場合又は都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄した食品を放出する。</li> <li>2 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他道府県へ応援を要請する。 なお、米穀、副食品（漬物、つくだ煮類）、調味料（味噌、しょうゆ）及び生鮮食品の調達については関係局等に依頼する。</li> <li>3 食塩については、公益財団法人塩事業センターに調達を要請する。</li> <li>4 都福祉保健局長は、村長から調製粉乳等の調達依頼があったときは、保有している備蓄調製粉乳等を放出する。</li> </ol>

### (2) 食料の配布

#### ア. 輸送

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長は、村の備蓄・調達（東京都の事前配置分を含む。）する食品の輸送及び配分の方法について定める。</li> <li>2 交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園広場等を災害時における食品の集積地として選定し、都福祉保健局及び支庁に報告する。</li> </ol>

小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地調達及び都本部送付の食品は、小笠原支庁倉庫等へ集積する。この場合、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食品の出庫等は総務課の食品配布計画に基づいて行い、小笠原村の引継地まで輸送した後、村に引渡す。</li> <li>(2) 食品の輸送に必要な車両、船舶、労働者は、総務課において調達する。</li> </ol> </li> <li>2 小笠原村と都本部との連絡にあたる。</li> <li>3 食品の集積地を把握しておく。</li> </ol>
東京都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都備蓄物資は、小笠原支庁倉庫等へ輸送する。 ただし、直接小笠原村の集積地等へ輸送する必要がある場合は、小笠原支庁と協議する。</li> <li>2 輸送に必要な車両は都財務局に、船舶及びヘリコプター等は都本部に要請する。その他必要な輸送手段については都総務局と調整する。</li> <li>3 小笠原村の選定した集積地を把握しておく。</li> <li>4 乳幼児用製粉乳等を都財務局から調達をうけた車両等により、集積地等に輸送する。</li> </ol>
産業労働局 中央卸売市場	都産業労働局及び都中央卸売市場は生産者等から調達した食品を、小笠原支庁倉庫又は小笠原村の集積地帯まで輸送し、引渡す。

イ. 被災者への給与

機関別の実施計画及び対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、範囲、献立、炊出し方法等について定めておく。</li> <li>2 災害時における被災者への食品等の給与は、村長が実施する。</li> <li>3 小笠原村において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、村長は、炊出し等について小笠原支庁を経て知事に応援要請する。</li> <li>4 備蓄食料（クラッカー等）として小笠原村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。</li> </ol>
小笠原支庁	村長から被災者に対する炊出し、その他食品の給与の応援要請があったときは速やかに協力する。
東京都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長から小笠原支庁を経て炊出しの要請があった場合、都福祉保健局長は、都総務局等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講ずる。</li> <li>2 被災地以外の避難所に避難した被災者に対しても、避難先区市町村において救援に協力するよう連絡する。</li> <li>3 被災乳幼児に対する調製粉乳等の給与に関する調整は、乳幼児救護班を編成して行う。</li> </ol>

3. 生活必需品等の供給

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか、常に取扱業者と連携のうえ、調達可能数量を把握し、災害時においても速やかに搬出できるよう、日頃から救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画をたてておく。

なお、被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

本節においては、これら生活必需品について必要な事項を定める。

(1) 生活必需品等の備蓄・調達態勢

機関別の備蓄・調達計画は、次のとおりとする。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原村は、災害時において村が実施する被災者に対する生活必需品等の給（貸）与のための調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておく。</li> <li>2 調達計画は、被災世帯数を想定して生活必需品等の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項を定める。</li> <li>3 村長は、災害救助法適用後、生活必需品の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、当該町村長が現地調達する。</li> <li>4 東京都に対する要請は、小笠原支庁を経由して行う。</li> </ol>
東京都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用後、村長から小笠原支庁を経由して調達の要請があった場合又は都福祉保健局長が被害状況等から必要と認めたときは、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。</li> <li>2 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他道府県へ応援を要請する。</li> </ol>
小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長からの要請により、小笠原支庁が備蓄している生活必需品等を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。</li> <li>2 集積地への移送については、小笠原村及び輸送関係機関と密接な連絡をとり対処する。</li> <li>3 小笠原村から都本部への要請は、小笠原支庁を経由して行う。</li> </ol>

(2) 生活必需品等の配布

ア. 輸送

機関別の輸送計画は、次のとおりとする。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長は、備蓄・調達（都の事前配置分を含む。）する生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めておく。</li> <li>2 都福祉保健局が小笠原村に事前配備している備蓄物資で、都福祉保健局長の承認を得て小笠原村が使用するものについては、村が輸送する。</li> <li>3 交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園広場等を災害時における生活必需品の集積地として選定し、都福祉保健局及び小笠原支庁に報告する。</li> </ol>
小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原支庁は、小笠原村の選定した生活必需品等の集積地を把握しておく。</li> <li>2 都本部より移送された生活必需品は、小笠原支庁倉庫等に集積する。</li> <li>3 生活必需品の出庫は、総務課の生活必需品配付計画に基づいて行い、小笠原村集積地まで輸送した後、村に引渡す。</li> </ol>
東京都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都備蓄物資は、小笠原支庁倉庫等に輸送する。 ただし、直接小笠原村の集積地等へ輸送する必要がある場合は、小笠原支庁と協議する。</li> <li>2 輸送に必要な車両は都財務局に、船舶及びヘリコプター等は都本部に要請する。その他必要な輸送手段については都総務局と調整する。</li> <li>3 小笠原村の選定した集積地を把握しておく。</li> </ol>

イ. 被災者への給与

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村長は、被災者に生活必需品を給（貸）する場合、その配分方法等を定めておく。</li> <li>2 災害救助法適用後における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、村長が実施する。</li> <li>3 小笠原村において、生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合は、村長は、小笠原支庁を経て知事に応援を要請する。</li> <li>4 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が事前に配置してあるものは、福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。</li> </ol>
小笠原支庁	村長から被災者に対する生活必需品等の配分について、応援要請があったときは、速やかに協力する。
東京都福祉保健局	都福祉保健局長は、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみで困難な場合は、都協力局等に応援を依頼し、日赤に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティアの応援要請等の措置を講ずる。

4. 船舶・航空機・車両の調達

(1) 調達

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	小笠原村は、調達先及び調達予定数を明確にしておくとともに、災害時において村の所要車両が調達できない場合は、小笠原支庁に対し調達あっ旋を要請する。
小笠原支庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小笠原支庁において、車両等については、原則として支庁保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、小笠原村の調達計画に競合しないように独自の調達計画をたてる。</li> <li>2 被災者の島外避難及び物資の輸送等に必要な漁船については、島内漁業協同組合所属の漁船を調達する。</li> <li>3 被災者の島外避難及び物資輸送に必要な船舶及び航空機は、都本部に要請する。</li> <li>4 小笠原村から要請があった車両の確保については、必要に応じ都本部に要請する。</li> </ol>
小笠原海運 伊豆諸島開発 漁 協	小笠原村又は小笠原支庁から島外避難及び物資の輸送の要請があったときは、これに協力をする。

## 第10節 船舶の安全確保対策

船舶は、島しょと都内を結ぶ交通手段であり、島しょの生活上重要な役割を果たしている。また、災害時における救援物資及び人員の輸送のため、欠かせないものである。このため、

津波災害時において被害を防止し、船舶の安全の確保を図る必要がある。

このため、本節においては、各機関の船舶（漁船を含む。）の安全確保対策について以下のとおり定める。

機 関	内 容
小笠原村	港湾又は漁港において、津波災害が発生する恐れがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外への退避指示等の措置をとる。
小笠原支庁	津波情報が出された場合、海上保安署及び小笠原村並びに漁業協同組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外への退避指示等の措置をとる。
海上保安署	海上保安署は、船舶の安全を確保するため、津波災害の発生が予想される場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、次の措置を講ずる。 1 港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等安全な海域への避難指示又は勧告を行う。 2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止、沖だし等の指示又は勧告を行う。 3 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。
小笠原海運 伊豆諸島開発 共勝丸	1 海上保安署及び東京都、小笠原支庁・村等から指示又は勧告があった場合、それに従って対処する。 2 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。

## 第 1 1 節 水道・電気・ガス・通信施設等の応急・復旧対策

水道、電気、ガス、通信等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動態勢を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

### 1. 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、小笠原村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定したうえで、応急・復旧対策を実施する。

各機関の対策は、次のとおりである。

機 関	内 容
小笠原村	水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。
小笠原支庁	1 小笠原村の要請に応じ、村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 2 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
東京都 水道局 福祉保健局	1 必要に応じ、技術職員を派遣し、水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導にあたる。 2 状況に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

### 2. 電気施設

津波災害による電気施設の応急・復旧対策については、第 2 2 部第 2 章「電気施設の応急対策計画」に準じて実施する。

### 3. 通信施設

津波災害による電話等の途絶に対する応急・復旧対策については、第22部第3章「通信施設の応急対策計画」に準じて実施する。

## 第12節 公共施設等の応急・復旧対策

道路、港湾等の公共施設は、島民が生活を行ううえで重要な役割を担っており、これらが津波により被災した場合、救急救助及び救援救護活動に重大な支障を及ぼすこととなる。このため、被害が発生した場合、津波予警報等の解除など安全が確認された後、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。

### 1. 道路

津波災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、津波予警報等の解除等の安全を確認した後、道路交通の確保を図るため、速やかに被害状況の調査を行い次のような応急活動を実施して被害箇所を復旧する。また、道路状況の広報活動を迅速に行う。

- (1) 津波による浸水、砂礫等の道路上の障害物除去
- (2) 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷及び津波による道路埋没の復旧

### 2. 港湾

津波災害により、港湾施設が被害を受けた場合、港湾管理者は、津波予警報等の解除等の安全を確認した後、速やかに被害状況を調査し、防災関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。

- (1) 係留施設の被害で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (2) 臨港交通施設の被害でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (3) 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (4) 外郭施設の被害で、これを放置すると著しい被害を生ずる恐れがあるもの

### 3. 漁港

津波災害により、漁港施設が被害を受けた場合、漁港管理者は、津波予警報等の解除等の安全を確認した後、速やかに被害状況を調査し、防災関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。

- (1) 係留施設の被害で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (2) 輸送施設の被害でこれによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (3) 漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (4) 外郭施設の被害で、これを放置すると著しい被害を生ずる恐れがあるもの

### 4. 海岸

海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、津波により被災した海岸保全施設について、速

やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。  
特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。

- (1) 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊の恐れがあるもの。
- (2) 津波により、護岸前面が埋塞又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により岸背後地の保全施設に著しい被害を与える恐れがあるもの。
- (3) その他、新たな被害発生の要因となる恐れがあるもの。

## 第6章 災害復興計画

推進地域における津波被害による災害復興計画については第3 4部「災害復旧計画」に定めるところによる。